



Title	フランス憲法における社会権の発展（2）
Author(s)	中村, 睦男; NAKAMURA, Mutsuo
Citation	北大法学論集, 15(1), 155-203
Issue Date	1964-09-15
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16038
Type	departmental bulletin paper
File Information	15(1)_p155-203.pdf



資料

フランス憲法における社会権の発展 (二)

中村 睦 男

目次

序	第一章 労働の自由の宣言	第二章 社会権の台頭
第一節 大革命前夜における労働の問題	第一節 一八四八年の臨時政府と労働の問題	
第二節 憲法制定議会による労働の自由の宣言	第二節 一八四八年憲法の作成と「労働権」	
第三節 革命期の諸憲法を通してのブルジョア精神の 存続(一七九一—一八一五)	第三節 一八四八年憲法および労働立法の停滞(一八 四八—一八六〇)	
第四節 復古王政および七月王政と社会的・経済的変 遷(一八一五—一八四八)	第四節 労働者の集団的権利の誕生(一八六〇—一八 八四)	
第五節 一九世紀前半における思想家と労働の問題 (以上本誌第一四卷第二号)	第五節 第三共和政の下における社会権の発展 (以上本号)	
	第三章 社会権の宣言	
	結 び	

第二章 社会権の台頭

第一節 一八四八年の臨時政府と労働の問題

一、二月革命の勃発

一八四八年の革命は、労働について憲法史上一時代を劃した。

一八四八年の憲法制定議會は、労働の問題を「労働権」の形式で、重要な問題として積極的に討論したからである。

一八四〇年代の後半来、七月王政府は国民の支持を弱め、腐敗硬化していた。更に一八四七年から経済恐慌に襲われ、国民の生活は窮乏した。⁽¹⁾ このような情勢の下で、四八年二月二日急進分子の主張する選挙法改正を目的とする改革宴会 (banquet) が禁止されるや、パリの労働者学生により示威運動が開始され、革命へと発展していった。二四日国王ルイ・フィリップは退位を宣言した。更にオルレアン王家の最終的廃止と臨時政府成立が宣言され、ここに第二共和政が成立した。共和国を宣言した勝利者は最初から二つの異ったグループを形成していた。その一方は、一七八九年の偉大な「先祖」に結びついた純粹に政治的な革命思想であり、他方は、その基礎を産業革命に持つ近代的思想たる社会革命思想である。⁽²⁾ プルジョア共和主義者が前者に属し、多数を占

め、労働者、社会主義者、急進共和主義者が後者に属した。前者は機関紙「ル・ナショナル」(Le National) を中心にし、後者は機関紙「ラ・レフォルム」(La Réforme) を中心にしていた。

社会主義者と同様共和主義者にとっても、この革命は半世紀来フランス国家を揺り動かしていた運動の実現であったことは確かである。しかしながら一八四八年にフランスは、二重性格により多くの問題が提起された最初の政治的、社会的革命を経験した、という新しい事実を認めなければならない。⁽³⁾ 労働者が初めて、新しい思想と明確な意見を持つて革命に参加し、大きな役割を果たしたのである。

結局、この二つの傾向が、二月二四日から新憲法制定の一四日間で戦いを交えた。社会主義の理論家および労働者は、産業革命から生じた新しい社会問題の重要性を、「労働権」の形式で、憲法上承認させようとしたのである。

- (1) 平実、『二月革命』後のパリ労働者暴動を中心に(『経済学雑誌四二巻四・五号』一九六〇年、一四一、一四二頁)。
 - (2) Lavigne, op. cit., p. 178.
 - (3) Lavigne op. cit., p. 179.
- 二、二月二五日のデクレ

二月二五日フリーレ主義者の機関誌「平和的民主主義」は特別

号を刊行した。この中に、「社会的改革が目的であり、共和政は手段である。すべての社会主義者は共和主義者であり、すべての共和主義者は社会主義者である。やがて六〇年になろうとしている。一七八九年に始った革命はずっと第一の段階、即ち批判的段階に滞っていた。革命は今や第二の段階、即ち組織的段階に入ろうとしている。……まず国の秩序、平穩および平和を再建することから始めよう。それから直ちに、国民にその権利の享受と行使を確保する手段について考えよう。……求める者に労働を保障しなければならぬ。」これは世論に大きな反響を巻き起し、革命を単に消極的な性質のものでなく、積極的なものとする者の考え方を表わしている。

更に二月二五日に、労働者の代表は、「①労働の組織、労働権を保障すること、②病気の場合にその労働者と家族のために最小限を確保し、労働者が働くことのできない場合には貧困から救済すること、およびこのために主権国家によって手段が選択されること」を要求した。

臨時政府の多数派（十一名中七名）たるラマルティヌ（Lamar tine）、デュポン（Dupont）、アラゴ（Arago）、マリー（Marie）、マリスト（Marrast）、クニニエール（Crimieux）、ガルニエール（Garnier-Pagès）によるブルジョワ共和派はこのような方法で

ることに約束す賛成ではなかった。⁽²⁾しかしフロコン（Flocon）およびルドリュエローラン（Ludru-Rollin）の急進派の考え方は、ルイ・ブランおよびアルベール（Alber）の社会主義者と大体合致していた。多数派は抵抗したが、騒乱と解決すべき諸々の問題を前にして、妥協しルイ・ブランの起草による次のようなデクレが出された。

「臨時政府は、労働によって労働者の生存を保障することを約束する。政府はすべての市民に労働を保障することを約束する。政府は、労働者が自己の労働の利益を享受するために、彼等の間で團結しなければならぬことを認める。労働者に所屬する臨時政府は、彼等に対して皇室費にあたる百万フランを与える。」

このデクレは社会的意味において革命を強力に方向づけるものであった。その重要性は顕著なものであり、労働者とブルジョワジ⁽³⁾ーが闘争するドラマは、すべてそこから出発するのであるということが出来る。この最も大きな欠陥は国によって引き受けられた義務の範囲が明確でなく、労働者はどのような種類の労働について権利を持っているかが述べられていないことである。しかしながらこのデクレには「労働権」という言葉は直接書かれていないけれども、労働権による労働の保障を認めたものである。これは後の憲法制定に際し大きな問題となるのである。

- (1) Paul Bastid, *Doctrines et institutions politiques de la Seconde République*, t.I, 1945, p.129, 130.
- (2) Lavigne, *op. cit.*, p. 180.
- (3) Bastid, *op. cit.*, t.I, p.130.

三、国立工場 (Ateliers Nationaux) の設置

労働権の宣言により新しい労働の組織をつくるが必要になつた。臨時政府は二月二七日の「モニトール」(Moniteur)紙で次のようなデクレをだした。「臨時政府は国立工場を即時設立することを布告する。公共事業大臣 (ministre des Travaux publics) が本デクレを執行する責任を負う。」これが有名な国立工場の起源である。

この国立工場は、一般に、前述した「労働の組織」において「社会工場」(ateliers sociaux) の構想を描いたルイ・ブランの創見によるものと考えられている。しかし事實は違っている。国立工場の設置に最も大きな役割を果たしたマリイは、ルイ・ブランの反対者であり、政府で最も反社会主義的なメンバーであった。ルイ・ブランの社会工場の制度は、自己の能力と権限に従って使用される企業毎の労働の結社であった。これに反して、国立工場は一八四七年の恐慌に際して、幾つかの工業都市でつくられた慈善工場 (ateliers de charité) をモデルにしたもので、この慈善工場では

失業者を技能を圧別することなく単純な土木事業に使用する仕事場であつた。⁽¹⁾従つてこれは単なる失業対策事業であり、実際のところ、政府はルイ・ブランの社会工場と名前だけを似せて、プロレタリア大衆をだまし、その上、ルイ・ブランが永久にかれの影響力や威信を失つて、危険でなくなるようにするためにかれの非現実主義的な理論に含まれた欠陥を立証することを意図したものである。⁽²⁾ということが出来る。

マリイは早速事業の執行に努め、三月一日から主要な事業が組織されることを労働者に宣べた。ここで働こうとする労働者はパリの区役所に申し出て、その指図を受けなければならなかつた。三月三日、マリイは国立工場の長官としてエミール・トーマ (Emile Thomas) を任命した。エミール・トーマは、中央工芸学校 (Ecole centrale) の卒業生で、最初はサンシモン主義者で、現在ポナパルチストになつていた。エミール・トーマは工場に軍隊的な規律を導入し、公共事業大臣の指揮の下に置くことを望んだ。指令部は長官一名、副官四名および数人の大隊長 (chefs de service) で構成されていた。労働者は編隊に組まれた。即ち、班長によつて指揮された十名が班 (escouade) を構成し、分隊長によつて指揮された五つの班が分隊 (brigade) を構成し、小隊長によつて指揮された四つの分隊が小隊 (lieutenance) を構成し、中隊長によつて指

揮された四つの小隊が中隊 (compagnie) を構成し、この中隊が幾つか集って大隊 (service) になるのである。班長と分隊長だけは労働者によって選ばれ、他は長官によって選任された。

これは工場というより、労働者の軍隊であった。三月の終りに工場は四万人の失業者を収容した。三月二十五日から四月三〇日まで、九万四千三百人の新しい登録があった。

(1) Bastid, op. cit., p. 134, 135.

(2) メイヤー、五十嵐訳、前掲書一〇〇、一〇一頁。マルクスはこの点を次のように説明している。「遊動隊のほかに政府は、もう一つの工業労働者軍を自己の周囲に集結しようと決心した。恐怖と革命によって街上になげだされた十萬の労働者を大臣マリは、いわゆる国民仕事場に収容した。この大げさな名前のもとにかくれていたことは、二十三スーの賃金で、労働者をたいくつで単調な不生産的な土木工事に使用したことにほかならなかった。イギリスの救貧授産場を野外にうつしたものの—国民仕事場はそれ以上のものではなかった。臨時政府はこれらの国民仕事場をつくって、労働者自身に対抗する第二のプロレタリア軍をつくったものと思ひこんでいた。ところがこんどは、さきに労働者が遊動隊について考えちがいましたように、ブルジョワジーが国民仕事場について考えちがいましたのだ。ブルジョアジーは暴動に味方する一軍をつくったのであった。しかし一

つの目的は達せられた。

国民仕事場—それは、ルイ・ブランがリュクサンブールでといたところの人民職場の名まえであった。マリの仕事場は、リュクサンブールに直接に対抗して考案されたものであったが、商号がおなじであったために、スベインの召使喜劇にふさわしい、まちがいによっておこる陰謀の動機をあたえた。臨時政府自身ひそかにこれらの国民仕事場はルイ・ブランの考えだしたものだというわさを宣伝した。しかも、国民仕事場の予言者であるルイ・ブランが臨時政府の一員であつただけに、このうわさはますますほんとうらしくみえた。そしてパリ・ブルジョアジーのなかば無邪気なかば故意の混同と、作爲的に支持されたフランスやヨーロッパの世論においては、あの救貧授産場は社会主義実現の第一歩とみなされ、社会主義がこの授産場とともに嘲笑の的にされたのであつた。〔マルクス「フランスにおける階級斗争」(マルクスⅡエンゲルス選集、第五卷上)、一九五一年、二三、二四頁。Die Klassenkämpfe in Frankreich, 1850。〕

なお、ガストンⅡマルタンは、国立工場に付与する意義と権限について閣僚が一致していなかったことを次のように説明している。「公共事業相マリは、慈善作業場を国家の手で再開することを考えたにすぎない。……ラマルチーヌは、『運河建設や、マレー・ポンタンの干拓のため、ローマ人やエジプト人の戦争のように武器のかわりに道具をもってする国内の戦争

(「自然に挑戦する土木事業」)を想像していた。社会主義者は、自分たちの思想に忠実な幹部の下に、いざという場合にはその階級の要求を支持してくれるプロレタリア大衆の連隊が編成されるのだと考えていた。)(ガストン・マルタン、井上訳「二月革命」(タセジュ文庫)一九五四年、七六頁。Gaston-Martin, La Révolution de 1848, 1948.)

四、リェクサンブル委員会(Commission du Luxembourg)と

労働立法

二月二八日、「一〇時間労働……下請負(marchandage)の停止」のプラカードをもった労働者の示威行進があった。「労働者の設置」を書いたものもあつた。⁽¹⁾この要求を前にして論議がなされた。ルイ・ブランは「労働の友愛的組織を実現するために」必要な進歩省(ministère du Progrès)を主張した。マリーは、国立工場を含めた労働者に関するすべての問題をその管轄に入れることも付け加えた。臨時政府の他のナンバーはこれに反対したので、ルイ・ブランは辞職を申し入れたが拒否された。ガルニエ・パジエスは、ルイ・ブランによって司さどられ、国民議会のために新しい組織の完全な計画を準備する任務を持った労働委員会の設置という妥協的な提案をだした。ルイ・ブランは反対であつたが、アラーゴの懇望によりともかくも引き受けた。

このようにして、二八日にルイ・ブランによって起草されたデクレにより、「労働者対策政府委員会(Commission du gouvernement pour les travailleurs)——その所在地の名をとって「リェクサンブル委員会」と呼ばれる委員会が設置された。このデクレは、「民衆によって行なわれた革命は民衆のために行なわれるべきであること、労働者の長年の不当な苦しみを終止符をうつべきであること、労働の問題は最も重要であること、共和政府にとってこれ以上高等で立派な仕事はないこと、すべてのヨーロッパの工業国にあって今日提出されている問題と真剣に取組み解決するのは特にフランスであること、一刻の猶予もなく民衆にその労働の正当な成果を保障するように考えるべきこと、を考慮して……」となつている。ルイ・ブランが委員長になり、労働者出身の社会主義者アルベルが副委員長になつた。実際は、これは穏和派によってルイ・ブランおよびアルベルに対してしくまれた一種の畏であつた。⁽²⁾というものは、この経済的危機の時期にあつて、雇主も労働者もこの委員会に対して大きな信頼をよせていたのに拘らず、この委員会を実現の手段を全然持つていなかつたからである。この委員会には、通常一つの省に付与される、役務も、予算も、強制力をもつ命令を発する権限もなかつた。これは、ルイ・ブラン自身が「飢えた人間を前にした空腹の協議会」と呼んだように、一種の諮問機

関であった。マリーがエミール・トーマに打ち明けたところによると、政府の意図は、この経験によって、労働者自身がルイ・ブランの理論が適用できない空論で誤ったものであることを示す良い結果がもたらされる、ということであった。

三月一日に最初の集會が開かれた。開會式の日、政府の宣言によつて事業の開始が宣せられた。「少し前まで特権的立法者、フランスの貴族共が座つていた席に、今日民衆が権利を實際に所有し、主権者の地位を示すために座るようになった。労働者が、諸君の仲間達が、我々の前で諸君達にとつて利害の大きい問題を論じた。彼等は自由な人間にふさわしい落着と尊敬をもつて、それを「行なつた。我々は彼等の声を歓迎した。」⁽⁶⁾

この委員會のメンバーは選挙によらないで選任された。ルイ・ブランは各職業団体から労資同数の代表者を選んで、この委員會を労働界の代表にしようとした。最初、労働者の代表二四二名と雇主の代表二二一名で構成され、更に問題の調査を總會に出す草案を作成するための二〇名からなる常設の労資同数よりなる小委員會がつくられた。ヴィダル、ペクトール、コンシデラン、デュボン・ヴィト(Dupon-Ville)、ヴォロフスキイのような経済学者もこれに参加した。しかしのちには労働者側の代表者の方がずつと多くなつた。

労働時間の短縮と、下請負の禁止が労働者によつて熱心に要望され、これについて委員會は大きな役割を果たした。三月二日のデクレは、人間の尊敬と友愛を考慮して、①労働時間をパリにおいて一時間を一〇時間に、地方では一二時間を一時間に制限すること、②労働者を搾取する下請負を禁止することを決めた。このデクレは、近代社会において大きな位置をしめる労働者の法的保護についての先駆的な立法として非常に重要である。しかしこのデクレには制裁を欠いており不十分であった。三月二日に、罰金体刑による制裁の規定が加えられたが、実際上は死文であった。

三月二八日デクレは、労働審判所(Conseils de prud'hommes)の審判員に労働者が選任されるべきことを規定して、これまで労働審判所の構成が雇主側に有利であつたのを覆へした。

「リュクサンブル委員會」は大胆な言葉を宣言した。「自己の力に応じて生産する各人は、その必要に応じて消費すべきこと。」「団結が競争にかわるべきこと。」「雇主がもはや搾取できないと宣言した工場を國が買い上げることができること。」「各人は同じ賃金を受けるべきこと。」などである。そしてヴィダルおよびペクトールによる委員會の一般報告は社会主義のプログラムであった。ここでは、過去の経済機構が全般にわたつて批判され、鉄道、工場、銀行の國家による買い上げを結論づけてゐる。

結局この委員会は調査と諮問の委員会で、実際に果した役割は必ずしも大きなものとはいえない。しかしながら、労働者が初めて政府の委員会に参加し、一方では労働者の条件改善のための政府の立法の草案を提出し、他方雇主も労働者の間の紛争に介入したことは、当時の労働者の役割の重要性と社会問題の配慮を示すものとして非常に大きな意義があるものといえる。⁽⁷⁾

- (1) Bastid, op. cit., t.II, p.137.
- (2) Bastid, op. cit., t.II, p.138.
- (3) Deslandres, op. cit., t.II, p. 302.
- (4) Dolléans et Debove, op. cit., t.I, p. 203.
- (5) 『レヴェン』 Victor Mataja, Les décrets sur la journée de travail en 1848 (Revue d'Economie Politique, 1892, t. VI, p.1255-1267), Raoul Jay, Le marchandage et le décret du mars 1848 (Revue d'Economie Politique, 1900, t. XIV, p.125-147.)

(6) Deslandres, op. cit., t.II, p.303.

(7) リュクサンブール委員会に対するマルクスの評価は次のようである。「ムリ・プロンタリアートの要求がブルジョワ共和制以上のものになかまっていたかぎり、それはリュクサンブール委員会というあいまいな存在よりほかの存在を獲得することはできなかったのだ。労働者はブルジョアジーと協力して二月

革命を遂行した。そして、ブルジョアジーと肩をならべて彼等自身の利益を実現しようと努力した。たとえば彼らは、臨時政府自身のうちに、ブルジョアの多数派と肩をならべて一人の労働者を入閣させたのである。労働の組織／けれども、賃労働、これこそ現存のブルジョアのな労働の組織なのだ。この組織がなければ、資本も、ブルジョアジーもブルジョアの社会も存在しなくなる。独自の労働省／けれども、財政、商業、公共事業の諸省こそブルジョアのな労働省ではないか？これと肩をならべるプロレタリア的な労働省ということになれば、それは無力な省、おぼつかない希望の省、つまりリュクサンブールの委員会であるほかはないだろう。」(マルクス、前掲「フランスにおける階級斗争」一、一二頁。)

五、国立工場の危機と六月事件

国立工場の労働者の数は増大し、ナント、リヨン、ルーアン、マルセユ等にも同様の工場ができた、賃金は安く、労働者も真面目に働かず、その成果は芳しくなかった。この組織は濫用され、臨時政府の多数派たるブルジョア派によって選挙のために利用された。四月にエミール・トーマは、国立工場一つの大きな同業組合的な組織に統合することを計画した。⁽⁸⁾それによると、各産業において、雇主と労働者双方からなる組合が設立され、その組合が組合長と職業管理人を任命する。このようにして構成された

組合から各二名の代表を派遣して同族組合 (*syndicats de famille*) が形成される。この同族組合が更に一の産業総会議 (*conseil général des professions industrielles*) を構成する。各組合が単位時間間の仮料金を定め、更にその管理人を国立工場の管理に派遣する。国立工場では失業労働者に半額の給料で労働が提供される。必要な設備は操業休止の工場で作られる。製品は国の前貸金を払い込むために売却される。そしてその剰余は組合の救済金庫のために使われるのである。

このかなり大胆な提案は政府に受け入れられなかった。公共事業大臣はマリーに代って、新しくトレラ (*Trela*) になった。トレラは、その作業の無益さ、就業日数を上廻るほどの休業日、仕事にあぶれた多数労働者が公共の治安に対してもたらす政治的危険を理由に、専門家委員会を組織し、その運命の最終的な決定にあたらせた。この委員会の報告が五月一九日に出され、完全な変革という結論を出した。トーマは新しい改革案をだして自己の意見を主張した。五月二四日にトレラは、国立工場を解散して、一八才より二五才までの独身労働者を軍籍に登録させ、その他の労働者を彼等が必要とする雇主に従うことを義務づける決定をトーマにおくった。トーマは執行を拒否した。理工科学校の卒業生のラランヌ (*Lalanne*) がトーマに代って国立工場の長官になっ

た。

政府はこの解散に慎重を期するようになり、約一ヶ月間この問題から生ずる困難と戦った。⁽²⁾ 国立工場の解散のために院内に特別委員会が設置され、その報告に基き、政府は六月一日に国立工場の解散を決定した。六月二日、決定が出され、国立工場に登録された一八才から二五才までの労働者は軍籍に登録し、残りの者は地方で土木事業をするために準備しておくことを命じた。

労働者はただちに抗議デモを決議した。二二日、二三日と労働者はバリケードを築いた。他方、政府はカヴェーニヤック (*Cavalié*) 將軍に全権を委任した。労働者は「自由か、死か!」を叫んで政府軍と戦ったが、二六日遂に鎮圧された。これによって双方数千人の死者をだした。一万五千人の労働者が逮捕され、四千人がアルジェリア流刑、懲役、死刑に処せられた。ここで労働者の敗北はもはや決定的であった。そしてこの六月事件の恐怖が憲法制定議会の「労働権」の審議に大きな影響を与えるのである。

(1) *Besard, op. cit., t.I, P.280.*

(2) ガストン・マルタンは、最後の瞬間になつて政府が慎重になつた理由として次の三つをあげている(ガストン・マルタン、井上訳、前掲書、一〇三頁)。

- ① トーマがその犠牲になつたばかりの強力措置の報に、ついに團結するにいたつた全労働者階級の激動。
- ② 大きな功労のある技師ランヌの技術的配慮。つまり、彼はあらゆる最後の決定に先立つて将来を保留し、当時執行委員会で研究中の労働計画の遂行に不可欠なお集合している多数の労働者を、国家から奪わないことを欲したのであること。

③ ファルルー氏のリードする議会的反動のつりゆく大胆さ。

第二節 一八四八年憲法の作成と「労働権」

一、憲法制定議会の選挙

四月二三日、憲法制定議会の選挙が普通選挙によって行なわれた。選挙人はそれまでの二〇万人から一挙に九〇〇万人に膨脹し投票率も八〇%を越えた。⁽¹⁾しかしこの選挙の結果は民主的、社会的共和国の信奉者の願望に反していたことは否定できない。社会主義者の敗北は明らかであり、パリにおいてすらそうであった。パリの三四名の当選者のうち、臨時政府の閣僚は次のようになっている。⁽²⁾

- 一位、ラマルティエヌ (二五九、八〇〇票)
 二位、デヌボン (二四五、〇八三票)
 三位、アラージュ (二四三、四六〇票)

- 四位、ガルニエ||バジエス (二四〇、八九〇票)
 五位、マラスト (二二九、一六六票)
 六位、マリール (二二五、七七六票)
 七位、クレミュー (二二〇、六九九票)
 二位、アルペール (二二三、五四一票)
 二四位、ルドリュ||ローラン (二三一、五八七票)
 二六位、フロコン (二二一、八八五票)
 二七位、ルイ・ブラン (二二一、一四〇票)

この結果、まず臨時政府の多数派であったブルジョワ共和派が、上位七位までを独占したことは注目し得る。社会主義者のアルペールとルイ・ブランは、それぞれ二位と二七位であり、彼等と同調した急進共和派のルドリュ||ローランとフロコンは二四位と二六位にとどまった。二七位のルイ・ブランは、一位のラマルティエヌの得票数の半分にも達しなかつたのである。リュクサンブールの名簿の候補者のうちの最高は一九位で、「アトリエ」(Atelier)の創刊者で、労働者のコルボン (Corbon) であつた。

議会のメンバー九〇〇人のうち絶対多数は、ブルジョア共和派の機関紙「ル・ナショナル」のニュアンスに属してゐた。⁽³⁾より急進的な共和派で、後に民主社会主義者 (democrates-socialistes) と呼ばれる者は二〇名を超えなかつた。王党派は約二〇〇名でブルボ

ン正統派とオルレアニストに分れていた。この議会のメンバーの四分の三は五〇〇フラン以上の税金を支払っていた。⁽⁴⁾ 本来の労働者はごく少なく、ただの二六名であった。また法律家が多く、四〇〇人以上が何等かの法律職に属していた。

五月四日に議会は開会された。議会は新しい臨時政府たる執行委員会を任命した。憲法の作成に早速とりかかった。まず憲法の草案を作成する委員会の人数と委員の選出方法について議論が紛糾したが、結局、人数は一八名で、議会から直接選出されることになった。

- (1) ガストン・マルタン、井上訳、前掲書、九〇頁。
- (2) Deslandes, op. cit., t. II, P.318, 319.
- (3) Bastid, op. cit., t. I, P.187.
- (4) Bastid, op. cit., t. I, p.188.

二、コルムナン委員会と憲法の作成

五月一七日、議会で次のような一八名の憲法委員会のメンバーが選出された。⁽¹⁾ コルムナン (Cornenin) (六五七票)、アルマン・マラス (Armand Marrast) (六四六票)、ラムネー (Lameneis) (五五二票)、ヴィヴィアン (Vivian) (五一七票)、トクヴィル (Toqueville) (四九〇票)、デュフォーール (Dufaure) (三九五票)。

更に翌一八日は次のようである。マルタン (Martin) (五五〇票)、ヴォアラニエ (Vohraye) (四七四票)、コクレル (Coquerel) (四五三票)、コルボン (四五一票)、トゥール (Tourret) (四一四票)、ギュスターヴ・ド・ボオモン (Gustave de Beaumont) (三八八票)、デュパン (Dupin) (三八八票)、ヴォラベル (Vaulabelle) (二九〇票)、オディロン・バロー (Odilon Barrot) (二六八票)、バジエス (Bazis) (三五三票)、ドルネス (Dornès) (二五二票)、コンシデラン (三三九票)。

ブルボン正統派を除いて、あらゆる意見が代表されていた。しかし委員会の多数派は、穏和な共和派とオルレアニストで構成されており、社会主義者に属するのはコンシデランとコルボンだけであった。秀れた法律家で、ルイ・フィリップの反対者であったコルムナンが委員長に選任された。

委員会は一九日から早速開かれた。⁽²⁾ 最初の会議から「労働権」の提案があった。委員会は、草案に「義務と権利の宣言」を前におくことを決定した。五月二三日の会議で、コルムナンは義務と権利の宣言案を読んだ。義務の宣言の次に権利の宣言があり、その中に労働権が承認されていた。特にこの労働権について詳しい論争が行なわれた。

デュパンは一七九一年憲法のように、公共救済を約束すること

の後に定義されることに決った。救助権は最後になった。

六月二日から草案の作成にかかり、マラストが報告官(rapporteur)に選ばれた。これは丁度六月事件の直前であった。

(1) Bastid, op. cit. t.I, p.235.

(2) 委員会の労働権の審議については Bastid, op. cit. t.I, p. 242-245; Lavigne, op. cit., p.197-199.

三、第一草案と部局 (Bureaux) の審議

六月一九日に議会に出された草案は、九条にわたる「義務と権利の宣言」が前におかれ、本文は第十章、第一三九条までになっている。「義務と権利の宣言」の二条でまず、「憲法はすべての市民に、自由、平等、安全、教育、労働、所有、救助を保障すること宣言している。労働権は七条で次のように認められている。「労働権は、労働により生活しているすべての人間が持っている権利である。社会は、社会が準備し、そして最終的には組織されるであろう、生産的および一般的手段によって、他に労働を得ることのできない健康な者に労働を提供しなければならない。」八条は所有権について、「所有は、自己の財産、自己の所得、自己の労働の成果、自己の知能および自己の産業を収益し、処分する権利に存する。」としている。

九条は救助権を明らかにした。「救助権は、捨子、病弱者、老人が生活する手段を国家から受け取る権利である。」

「権利の保障」(Garantie des droits) と題する第八章には次のような規定がおかれた。

「すべての所有は不可侵である。しかしながら国は、適法に確認された公共の利益を理由とし、かつ事前の正当な補償を用いて所有の犠牲を要求することができる。」(一一八条)。

「労働権の本質的保障は、労働の自由、自発的結社、雇主と労働者の関係の平等、無償教育、職業教育、予見および信用の制度、国家による失業の場合に仕事のない労働者を雇うための公共事業の設置である。」(一一三二条)。

この草案は議会の一五の部局に渡され、熱心に審議された⁽²⁾。審議は六月一九日から七月二四日まで、六月事件の直接の影響下で行なわれ、その反映が見られる。部局の意見の全般的傾向は、コムナンン委員会の穏和な共和主義的精神より一層保守的であった。

各部局から各一名の代表者を委員会に派遣して、その意見を提出することになっていた。その代表者は次のとおりである。第一部局ジェラルド (Gerard)、第二部局ベランジエ (Berenger)、第三部局ティエール (Thiers)、第四部局メナン (Menant)、第五部

料、局シュフル (Chauffour)、第六部局フランタン (Flantin)、第七部局ウィクトル・ルフラン (Victor Lafran)、第八部局ブッシン (Boussin)、第九部局パリュウ (Pareu)、第一〇部局クレミュー (Crémieux)、第一一部局クレヌエ (Crénu)、第一二部局ブランテイニエ (Boulantignier)、第一三部局フレモン (Freston)、第一四部局デュヴェルジイエ・ド・オラヌ (Duvergier de Hauanne)、第一五部局ベリエ (Beryer)。この中では、クレミューが最も際立った意見を發表した。ティエールとデュヴェルジイエ・ド・オラヌが特に活発に労働権を攻撃した。

各条項毎に部局の意見が發表された。まず二条の労働の保障について、ティエールは、労働の権利の保障は社会の義務とするのでできない不完全な義務のみが問題なのであるから、権利の關係ではとりわけ異端であることを主張した。従って草案は誤った理論を認めたものであり、国立工場の経験を忘れてはいけない。社会は、自由、平等、安全、所有を「保障」すべきであるが、労働、救済および教育はその力と権能の範囲内で単に、「約束」すべきであるということであった。

翌二五日、七条の「労働権」が問題とされた。第一部局は、これが共和国自身から生れた義務であるものとして承認した。第二部局においては、多数決でやっと認められた。第三部局は労働権

を拒否した。ティエールによると、社会の目的はそれを構成する個人を保護することである。すべての者の安全を確保するため法で規律するのは社会の厳格な義務であり、それ以外は徳の領域の問題である。他方、社会は愚かな約束を履行すべきでないから、臨時政府が前にした約束を引き合ひに出すことはできない。民衆に本当のことをいわなければならぬ。健康な者に労働を約束し、健康でない者に救助を約束することは、予見の精神を破壊することである。即ち、人間に有益な徳である貯蓄を行わなければならないのである。更に、社会は失業者に労働を同時に与えることができるだろうか。公共事業を計画し労働を供給することは、小さな範囲では可能である。しかしながら、一五〇万や二〇〇万の労働者に労働を供給することは、不可能である。

第四部局は、労働権の承認は民主主義的義務であり、貧乏を追放しなければならぬと考えたが、反対者も多かった。第五部局は、躊躇した後に、七条が余りに絶対的すぎるとして反対した。第六部局は、労働権の形式の下で救助を与えなければならぬことを承認しながらも、それを「リテクサンブル委員会の遺物」として反対した。第九部局は、労働者が社会に対し行為を要求できないものとして反対した。第一〇部局の大多数は労働権を認め

た。

七月二六日にも更に意見の陳述が続けられた。第一一部局は七条を大多数で採用した。何故なら、国立工場の不幸な前例は、革命の混乱に帰すべき例外的な事実であると考えたからである。第一二部局は前文を全部削除することを要求した。第一三部局は、この点について存在する権利は労働権でなく、労働の自由であるから、七条を削除することを望んだ。第一四部局も同様に反対した。デュヴェルジイエ・ド・オラヌは、「憲法に労働権を記載することは、我々の目からみると内乱へのアッピールである。」と述べた。第一五部局は、七条がルイ・ブランの体制、即ち独占による国家企業を認めているのであるから合理的意義を持っていないとして反対した。

この報告の後に、ティエールは、かつての臨時政府のメンバーで、労働権の最も代表的な擁護者であるクレミューに反論を要求した。この二人が論争の目立った敵対者であった。

全員が本質的な権利であると考えている所有権に関する八条については、委員会の草案が全般的に採用された。しかし第一、第二および第三部局は相統権を明文化することを要求した。

救助権についての九条は、労働権の規定のような強い反対に会わなかった。

このような各部局の意見は、全般的に「労働権」に反対の空気が強く、新しい試みに対する恐怖が支配していた。これが第一草案の社会的重要性を更に弱めるのである。

- (1) この草案の正文は、Bastid, op. cit., t.I, P.291-P.298.
- (2) 以下、Bastid, op. cit., t.II, p.30-37. Lavigne, op. cit., p. 199-202.

四、確定草案の作成

部局の役割が終了し、委員会は八月七日、部局から提出された意見を斟酌して新たな草案を作成するために開会された。ヴィヴィアンは、労働権についての意見をもりこんだ前文を提案した。労働権については、「共和国は、市民をその一身、その家族、その宗教、その所有、その労働およびその住居において保護し、かつすべての者に不可欠で、祖国に奉仕し、敬うことのできる知性をのばすに適切な教育を与えなければならない。共和国は、不幸な市民に対し、(資源の限度内で)労働を得させることにより、又は労働できない者に家族が無い時、これに生活の手段を保障することにより、これらの者の生存を保障しなければならない。」(前文Ⅷ)のように⁽¹⁾なった。ここで労働権は単なる救助権に置き代えられた。これが殆んどそのまま確定草案に採用された。前文全体と

つ暗黙に含まれている条項の中にその起源と正当性 (legitimé) を持ち、労働することの生来の責務 (obligation) の中にその証拠 (justificatif) を持っている。労働権は、我々が所有権を得たのと同じ方法でそれを得ようと望んでいる労働者個人において、所有権を含んでいる。というのは我々の個人的労働又は我々の父祖の労働なしには、我々はどのようにして所有権を得ることができたであろうか。労働権は義務 (devoir) による勤勞 (labeur) および責務による利得 (benefice) を称える⁽⁶²⁾。この小冊子は、労働の問題、特に労働権がバリの世論や議会のメンバーに喚起している時期にあって、大いに評判になった。そしてこれは彼の公的な地位と矛盾しているので、憲法委員会からさらなければならなかった。

マラストは、八月三〇日の議会で、確定草案についての報告をした⁽⁶⁴⁾。報告者はまず草案に満足の意を示し、部局の意見によって何ら変更されなかったと述べた。しかしこれは労働権については少くとも誤っている。彼は憲法作成の原則として友愛をあげた。友愛がすべての制度の基礎であり、共和国の新しい精神である。労働についても友愛が基礎である。「我々は社会の支配が悪いと確信する。というのは、幾千という自己の腕以外の財産、自己の賃金以外の生活手段を持たない、正直で健康で勤勉な人間が、無一物で飢えの恐怖、絶望の苦悶、施物の屈辱をよぎなくされてい

るからである。」「労働者の労働の要求に対して、『お前達の労働には関心がない。捜せ、さもなければ死ぬ。……』と答える社会は、情も、徳も、道徳も、保障もない。このような社会は、正義に反し、人間性に反し、共和国で宣言したすべての原理と衝突する。」労働によって生活する権利、即ち、労働権を憲法に記載したのは、このような原理の名によってなのである。

- (1) Bastid, op. cit., t. II, P. 48, 49.
- (2) 確定草案の正文は: Bastid, op. cit., t. II, p. 317-324.
- (3) Bastid, op. cit., t. II, P. 55, 56.
- (4) Bastid, op. cit., t. II, p. 361-367. Lavigne, op. cit., P. 203, 204.

五、議会の論議⁽¹⁾

議会の論議は九月四日に始まった。これから二ヶ月間議会の最も中心的な問題として多くの時間がさかれたのは憲法論議である。九月四日、五日に一般討論があり、続いて、九月に二五日間、一〇月に一三日間各条文の討論が行なわれた。このように綿密に作成された憲法はそれまで一つもなかった。この憲法より一層詳細な共和三年憲法ですらずっと簡単に作成されたのである。

(1) 一般討論 (discussion générale)

労働権の問題は、前文はもとより、恐らく憲法の全規定のうち

料 以最も議論の多かつた問題である。討論の最初の日、ジョーベ(Jobe)

は、貧乏を追放するこの権利(労働権)は、たとえ事実において突然承認されたとしても、我々の無力の前に屈した。立法者は、自分達が思想家の願望を実現できないことを理解し、暴動の標語を拒否した。」と主張した。このように二月革命と六月事件の教訓は、保守派にとって、労働権が内乱の叫びであり、赤旗を補うものと感じさせたのである。

アルコック (Alcock) は、労働権を第一位とする前文に記載された一般原則を主張した。しかし彼は一定の権利を保障することが法的に不可能な計画についての社会主義者に対する反対を次のように表明した。即ち、「諸権利を過度に問題にする立法者は、いかなる権利も保障するものでなく、又すべてを危くする。というのは、我々の悪い本性が諸権利を誇張して解釈し、その結果これらの種々の権利の衝突をもたらすからである。」

クレミューは次のように主張した。「我々の政治的スローガンは、自由、平等、友愛である。……象徴、あるいは必要な補足として、所有、家族、労働を加えるのは理由がある。」『労働権を排除すべきであるが、各人の救助には反対しない。人々が要求できるのは救助である。』といわれているのを良く知っている。人々が国家に要求した時、労働を要求した者に労働によるのでない

としても救助によって、個人の又は公共事業によるのではないにしても施しによって答えよ。……病弱者、老人、捨子のための救助権、健康で正直で財産のない市民のために法律によって規制された労働権……。これらは私にとって、二月革命から生れた憲法の前文に必ず書かねばならないものである。」このようなクレミューの主張は、はっきり労働権を認めたといえないような曖昧なものではあるが、社会革命の原則の擁護者として考えることができる。

カザレス (Cazelles) は、「義務と権利の宣言」の草案を検討し、八条について若干の説明を加えることを望んだ。彼によると、労働者階級に対する七月王政の無関心が、二月革命の主要な原因の一つである。草案は救助権を要求し、間接的には労働権を要求している。これは国立工場の再建を惹き起すものである。議員自身草案の意味について一致していないことを指摘した。

(四) マチュエ (Mathieu) の修正案と「労働権」の賛成者

一般討論の後個別審議に入った。労働による救助の問題を規定した八条については、憲法制定の全討論のうちで最も活発な討論が、九月一日、二日、三日、四日および一日に行なわれた。最初から三二名の弁士が発言のために登録された。

マチュエは次のような修正案を提出した。「共和国は、市民を、

その一身、その家族、その宗教およびその所有において保護しなければならぬ。社会は、すべての市民の教育、労働、救助の権利を承認する。」彼は更に、彼の提案が共産主義の教義とは何等関係ないことを宜べた。彼は最も明白に国家の給付に対する市民の権利を主張したのである。しかこれは労働権の行使をも保障したものではない。マチューは、法的観点からみると労働権は所有権と対応するものである。所有していないものは所有している者の奴隷である。この奴隷をなくするために、労働権を認めなければならぬ。彼は、すべての者が自己の能力の範囲内で同じ生活条件になる可能性を与えるために、労働権を考えたのである。政治的観点から、労働権は国民にとって安寧への道である。「民衆がバリエードを組み生命の危険を冒したという事実は、単に政治的権利を獲得するためではない。」「民衆は労働権を最初におく社会権を望んでいる。」

マチューの修正案について、賛成、反対の弁士が続いた。

プルチエ (Pulchier) は、労働権が臨時政府によって国民に約束されたことを喚起した。「国民はプロレタリアートの問題を解決するために、我々をここに送った。」彼は、全労働者の賃金の五パーセントの剰金によっての基金をつくり、労働者の連帯を実現するためのプランを提案した。

ルドリュエローランは、労働権のために九三年憲法を援用した労働権は国民公会の苦勞のたねであった。国民公会のように労働者を知性ある保護者たる国家の保護の下に、農村の小さな所有に近づけなければならない。「私が労働権を憲法に記載することを要求するのは、憲法というものが将来のために作成され、恒久的でなければならないからであり、人間性の進歩の第一歩であるからである。」

アルノオ (Arnoux) はキリスト教の原理から労働権を擁護した。彼は労働権の原理を、所有の原理、自由の原理に近づけようとした。所有が社会的価値を持っているのと同様に、労働は社会的必要である。労働なくして所有なく、苦勞なくして労働はない。労働者に労働権を与えても、濫用すべきでなく労働権の原理は暴動へのアップールではない。彼は議論の調停に大きな努力をみせた。

ロリイナ (Rolinat) は労働権を主張した。労働の問題は全ヨーロッパで起り、一八四八年革命の大問題であるから、憲法でこれを明らかにしなければならない。二月革命は政治革命であると同時に社会革命である。

他の代表者、マルタン・ベルナル (Martin Bernard) やビロート (Billaut) も何らかの保障が伴わなくとも、「労働権」を記

料、載することを主張した。

(v) 「労働権」の反対者の議論

資 労働権の信奉者は、労働権を社会的共和国、人間性、労働者階級のシンボルとして考えたのに対して、その反対者にとっては暴動であり、国立工場であり、六月事件であった。

ゴルテュー・ド・リュミリー (Gauthier de Rumilly) がマチエーの修正案の反対の口火をきった。もし労働権が現実的効果のない世俗の格率であるなら、又もし権利と同じく義務であるといいたいなら、これは労働の個人的自由である。……これは一七八九年の革命によって、既に確立されており、今日もはや喚起する必要はない。他方、臨時政府は労働権を適用して、社会主義の原則を試してみたが、結果は失敗であった。また所有権は労働権と調和しないものである。

トクヴィルはまず四八年の革命が社会主義であるかどうかを國民議会在が言明すべきものとした。彼によるとすべての社会主義体制の第一の特徴は、「人間の物質的情熱に対する、劇烈で、継続的で、無節制なアップビルである。」第二の特徴は、個人的所有に対する直接的又は間接的攻撃である。第三の特徴は、自由、人間性に対する深い不信である。社会主義は簡単にいうと、新しい「従属的形式」にすぎない。社会主義はフランス革命の延長でも、完

成でもないし、又民主主義の発展でもない。民主主義は個人の独立の領域を拡大するが、社会主義はそれを抑圧する。民主主義は各人にその価値を与えるが、社会主義は各人を一個の道具、一つの数字にする。四八年は、フランス革命が望んだことを実際に行なわなければならない。これは政治にキリスト教的慈善を適用することであり、社会主義になることではない。このようにトクヴィルは労働権が社会主義に導くものとして反対したのである。

デュヴェルジエ・ド・オラーヌは、労働権の支持者にあって、彼等の種々の考え方が根本的不和を示していることを指摘した。もし労働権が「働くことの権利」であるなら、大革命が既にこの権利を与えている。もし國家に労働を要求する権利であるなら、貯金、預金および私的幸福を抑圧するような危機の時の権利である。

ド・リュッペ (De Luppé) は労働を商品として考え、権利として労働を承認することは「所有権を破壊する」ものと考えた。既に憲法委員会の意見の陳述で労働権に対して強く反対していたティエールは、ここでまた演壇を数時間占領して反対した。彼はすべての社会階級に恩恵を与えるものとして自由の状態を考えた。権利は階級間で例外を作るのではなく、全員に適用されるべきものであるから、階級の権利にすぎないものは権利ではな

い。そこで労働権は階級の権利であるから、権利として認められない。ティエールは、所有権についても同様に階級の権利であることに気がつかなかつたようである。彼は結論として、ここで問題になるのは権利ではなく、単に救済であると主張した。

議會での労働権の反対者は、論理に訴えるよりは、所有権、國家財政、社会革命の恐怖へ訴えていたようである。

(二) 討論の終結と憲法の投票

マチュールの修正案についての長い討論の後、委員会の草案をそのメンバーが弁明すべくデュフォールがたつた。彼の説明は次のようなものである。(1)草案はモンテスキューと国民公会の救助権の考え方に基くものである。(2)労働権はチュルゴーがいつたように、貧乏人の時効にかからない神聖な所有権たる「労働の権利」(droit du travail)である。(3)労働権とこの権利の保障は分離できない二つのものであり、実効性ある保障の方法として訴訟の方法が提案された。しかし委員会はこれに尻こみして認めなかつた。(4)権利の保障を実効性あらしめるため、簡単な國家の義務の表現をとつた。(5)社会主義者がこの言葉の下で望んでいるのは、「賃金権」(droit au salaire)である。この賃金権は、イギリスの「救貧法」の例に倣つた無為の保険金 (prime a l'indolence) である。(6)最後に保障もないのに労働権の記載を要求する人達に次の

ように答えた。「権利は憲法上認められると、実行し得るものになるから、労働権は不可能である。」

このデュフォールの説明は、労働権についての無理解と矛盾に充ちたものである。まず、彼が労働権をチュルゴーの「神聖な労働の権利」として理解していることである。また、社会主義者の主張を単に「賃金権」として、救助権の次元でしか理解していない。更に最後では、労働権は実行し得るものではないからとして拒否している。チュルゴーの労働の自由たる「神聖な労働の権利」、あるいは「救助権」であるなら実効性があるはずである。このことは、「労働権」という言葉自体が、曖昧で、人によつて異つて理解されるものであることを物語っている。

マチュールは彼の修正案を撤回し、グレールビゾン (Grais-Bizon) が次のような修正案をだした。「共和国は、市民を、その一身、その家族、その宗教、その所有、その労働において保護しなければならない。共和国は、教育についてのすべての市民の権利、労働と救助による生存権 (droit a l'existence par le travail et l'assistance) を認める。」

デュフォールは憲法委員会の名で修正に反対した。グレールビゾンは「生存権」による「労働権」と定義して、それを主張した。

料 大蔵大臣のグウショオ (Goudchaux) は政府の見解を述べた。

彼は草案の八条と一三条に満足の意を表明し、「労働権」の表現を意味のないものと考えた。「労働する権利」は一七八九年以来存在することを明らかにし、又「労働権」を國家が保障することは不可能であると述べた。即ち、「國家の財源が十分でない。…税金を徴収しろといわれている。諸君が最近承認した税金を思い出してみなさい。…何を産みだしたか、一億…これはフランスの労働人口の必要のための、僅か二、三日の資金にすぎない。」

また彼は社会主義が人間性を墮落させるものとした。

討論の終結が宣言され、グレイビゾワンの修正案が投票された。結果は、賛成一八七票、反対五九六票で否決された。

最終的に採用された修正案を提出したのはデュフォールで、これによると、「共和国は貧困な市民を救助しなければならない」(République doit l'assistance aux citoyens nécessiteux) の代りに、「共和国は貧困な市民の生存を確保しなければならない」(République doit assurer l'existence des citoyens nécessiteux) という言葉がおかれた。

このようにして労働権に関する大論議が終結した。次の週の労働の自由についての本文一三条のところで、「労働および産業の自由は、法の保護と國家の監視の下にある。」という修正案が出さ

れたが否決された。

一〇月三日に、憲法全体についての投票があった。細い修正と最終的な条文の起草のため、草案が憲法委員会に送られた。

一月二日、議会の報告官であり、議長であるアルマン・マラストが最終的な条文を読み上げた。最後の討論が始まり、各条文が次々と可決された。前文のⅧにきて、フェリックス・ピヤット (Félix Pyat) の修正案により中断された。彼は、「共和国は、市民を、その一身、その家族、その宗教、その所有、その労働権を保護し…」に修正することを提案し、労働権の必要性を強調した。これは賛成八六票、反対六三八票の圧倒的多数で否決された。かくして、「労働権」の言葉が、憲法に記載されないことが最終的に決定した。

ルブラン (Repin) は、前文Ⅷの「労働できない者の救済」を「労働を得られない者又は労働できない者」に修正することを提案した。「労働権」という表現を使うことなしにそれを認めようとした。しかしこれも否決された。

このようにして一月四日、憲法は可決された。この憲法は二月革命で重要な役割を果した者達が、政治的、社会的な改革の基礎として考えた「労働権」を保障しなかったし、宣言もしなかった。二月二五日の臨時政府による労働権の承認からこのような

結果に至った過程は、労働者、社会主義者を中心とする二月革命の勝利から六月事件による決定的敗北に至る社会的事実と対応している。しかしながら、フランスにおいて既にこの時期に、「労働権」が憲法制定に際して最も中心的で、最も重要な問題として議会の内外で論議されたということは、フランス憲法の社会権発展史上非常に重要な意味をもっているものといえる。労働権の承認を成文憲法に記載するということが実現されなかったとはいえ、このためになされた社会的努力は、その後社会権が社会的事実として確立していくための基礎として大きな役割を果していくことができる。(2)

(1) 議会における労働権の論議にうつつては、Bastid, op. cit., t. II, p. 71-85. Deslandres, op. cit., t. II, p. 367-371. Lavigne, op. cit., p. 205-217.

(2) 「労働権」が認められなかったことについてのマルクスの見解は次のようである。「六月反乱いぜん起草された最初の憲法草案には、プロレタリアートの革命的要求をまとめた最初の無器用な表現形式、すなわち「労働の権利 (droit au travail)」というのがあった。これが「公けの救助をうける権利 (droit à l'assistance) にかえられてしまった。しかし、近代の国家で、なんらかのかたちで窮民の扶養をしない国家があるだろうか？ 労働に対する権利は、ブルジョア的な意味では自己矛盾であ

り、あわれかなわぬ願望である。ところで、この労働の権利の背後には資本にたいする権力があり、この資本にたいする権力の背後には、生産手段の占有、団結した労働者階級の支配への生産手段の従属がある。すなわち、賃労働と資本の撤廃およびこの両者の相互関係の撤廃がある。「労働の権利」の背後には六月反乱がたつていた。憲法制定議会は革命的プロレタリアートを事実上法律のそとにおいたのであるが、その議会は一つの公式を原理上、法律中の法律である憲法のそとに放棄しなければならなかった。すなわち、「労働の権利」に破門を宣告しなければならなかった(マルクス、前掲「フランスにおける階級斗争」四七、四八頁)。

第三節 一八四八年憲法および労働立法の停滞

(一八四八—一八六〇)

一、一八四八年憲法

社会権に関する規定として次のようなものがある。(3)

まず前文では、

「フランス共和国は、自由、平等および友愛を原理とする。

フランス共和国は、家族、労働、所有、公序を基礎とする。」

(IV)

「市民は、祖国を愛し、共和国に奉仕し、その生命をもって共和

料 国を防衛し、その財産に依じて國の負担に参加しなければならな

資 い。市民は、労働により生活手段を、予見 (Prevoiance) によつて将来のための財源を確保しなければならない。市民は、友愛の念をもつて相互に援助することにより共同の幸福に、かつ社会、家族および個人を支配する道徳律および成文法を遵守することに

より一般的秩序に協力しなければならない。」(VII)

「共和国は、市民を、その一身、その家族、その宗教、その所有、その労働において保護し、又すべての者に不可欠な教育を各人の手の届くところに置かなければならない。共和国は、友愛的救助 (assistance) により貧困な市民に対し、その資源の限度内で労働を獲得させることにより、または、労働できない者に家族がないとき救済 (secours) を与えることにより、これらの者の生存を確保しなければならない。」(VIII)

更に、「憲法によつて保障された市民の権利」(Droits des citoyens garantis par la Constitution) と題する第二章は次のようになつてゐる。

「奴隸制は、フランスのいかなる土地にも存在し得ない。」(六条)
「憲法は、市民に労働および産業の自由を保障する。社会は、無償の初等教育による労働の発展、職業教育、雇主と労働者の関係の平等、予見および信用の制度、農業制度、自発的結社、国、県

および市町村による仕事のない労働者を雇うための公共事業の設置を助成し、奨励する。社会は、捨子、病弱者および資産のない老人に救助を与える。但し家族が救済し得ない場合に限る。」(一三条)

所有権については、「すべての所有は不可侵である。しかしながら国は、適法に確認された公共の利益を理由として、事前の正当な補償を用いて所有の犠牲を要求することができる。」(一一条)として、不可侵なものとされている。

このように労働に関する憲法の規定はかなり詳細である。労働権が憲法で承認されなかつたとはいへ、一八四八年憲法は、それまでの憲法のうちで最も大きな位置を与えている。「職業教育、雇主と労働者の関係の平等」などは、労働者の地位を高めるものである。「救助権」も以前の憲法より一層具体的になり、内容的にも充実したものであり、「労働権」にかなり近くなつてゐる。従つて、「所有の不可侵」、「労働および産業の自由」もはやチュルギー、更には大革命に基く以前のような経済的自由主義が問題になつてゐるわけではない。

一七九一年、一七九三年の憲法が、それぞれ「自由」、「平等」、の憲法とするならば、一八四八年憲法は「友愛」の憲法であるといふこともできよう。⁽³⁾ また、この憲法の前文は政治秩序における

人間的友愛の定立であり、社会的、キリスト教的構想である⁽⁴⁾、ともいわれている。ここから、労働権も権利としてよりも倫理的なものとして考えられたのである。

一八四八年憲法で承認された重要な権利として、普通選挙権がある⁽⁵⁾。選挙権により労働者は政治的参加の権利を与えられた。これによって労働者は、選出した議員に彼等の状態を改善させる方法を約束させ、自己の解放を妨げる禁止規定の廃止を要求するに至った⁽⁶⁾。この点においても、この憲法は社会的変遷の出発点としての機能が与えられたのである。

(1) 一八四八年憲法の正文は、Duguit, Monnier, Bonnard et Beria, *Les Constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789*, 1952, p. 212-225.

山本桂一、前掲書、一五九—一六三頁。山本浩三、同志社法学五三号、一九五九年、四六—五七頁。野村敬造、前掲書、五九—六〇九頁。

(2) 宮沢教授は、この憲法の前文のVIIIによって労働権が保障されたものとしている(前掲「憲法II」二八頁)が、前述したような議会の論議からみて、労働権は憲法上否定されたと考えなければならぬ。

(3) Lavigne, *op. cit.*, p. 219.

(4) Deslandres, *op. cit.*, t. II, p. 348.

(5) 選挙権の規定は次のようになっていいる。「選挙は直接かつ普通とする。投票は秘密とする。」(二四条)。「税額の要件なく、

二才以上で、民事上および政治上の権利を享有するすべてのフランス人は有権者である。」(二五条)。「二五才以上の有権者は、居住要件なくして被選挙権を有する。」(二六条)。

(6) カピタン・キューシユ、星野・石崎訳、前掲書、三一、三二頁。

二、第二共和政と労働

憲法の投票前より労働立法の後退の傾向がみられた。一八四八年九月九日—一日法は、一八四八年三月二日デクレに代って、一日の労働時間を最大限度二二時間とした。

一八四八年二月二五日—二九日のデクレで労働者の団結が認められたが、刑法の団結権禁止の規定を廃止するには至らなかった。しかし一八四八年憲法の一三条で、雇主と労働者の関係の平等の宣言があり、両者間の取扱いの差別を廃止するために諸々の提案がなされた⁽¹⁾。一八四九年一月二七日法もその一つである。これによって雇主も労働者も等しく、嚴重に団結を取締るといふものであった。

第二共和政の下で、雇主と労働者の混合、あるいは労働者だけの結社がいくつかできた。しかし一八五〇年三月一〇日法は、相互扶助の結社が純粹に慈善の目的に限られない場合には解散を命

料
ずることとし、これによって結社は衰えた。しかし救助、社会的
予見、労働衛生の考えが多く見られるようになった。⁽²⁾労働者の年
金に関する法案が、四九年二月にワルデック・ルソー (Waldeck-
Rousseau) によって出されたが否決された。一八五〇年六月一八

日法は退職年金国有金庫 (Caisse Nationale des Retraites) を設置
したが、これには加入強制がなく重要性が失われた。民法典一七
八一条は、労働手帳と同様に廃止されなかった。奴隷に関して
は、一八四九年四月三〇日法と一八五一年二月一日法がフランス
全領土における奴隷を廃止して、憲法六条の執行を確立した。

一八四九年三月一五日の選挙法は、普通選挙を認めた憲法二三
条一・二六条の精神に合致していた。しかしその後間もなく、労働者
の投票権を奪うことを目的とする法案が提出された。この提案者
の一人であるティエールは、「下品な群衆」から法を守り、「貧乏
人」でなく「浮浪者」を排除するためであることを主張した。こ
れに対した左翼は、それは憲法違反であり、その職業により居住
の不定を余儀なくされている労働者の権利を無視したもので、制
限選挙を復活させるものとして反対した。

結局五月三一日に投票され、四三三票対二四一票で成立した。
この法律によると、同一市町村に三年間の居住を証明できる者に
選挙権が与えられることになった。季節労働者は選挙権を取り上

げられ、九五〇万の有権者のうち約三〇〇万人が選挙権を失っ
た。⁽³⁾この権利の剥奪によって労働者の政治的発言力が大きく後退
するのである。

大統領のルイ・ナポレオン (Louis-Napoléon) は、一八五一
年一月二日にクー・デターに成功し、第二共和政は短期間のう
ちに崩壊した。

(1) カピタン・キューシユ、星野・石崎訳、前掲書、七六、七七
頁。

(2) Lavigne, op. cit., p. 225.

(3) 野村敬造、前掲書、一一二頁。

三、ルイ・ナポレオン

一八五一年二月のクー・デターの後、ルイ・ナポレオンは
労働者の歓心を得るために、一八五一年二月二日三日の人
民投票の宣言の中で労働者に大土木事業による労働を約束した。⁽¹⁾
彼はフリーエ、サン・シモンの読者であり、彼の側近にはサン・
シモン主義者が多く、彼自身「馬上のサン・シモン」(un Saint-
Simon a cheval) と呼ばれていたのである。⁽²⁾ルイ・ナポレオンの思
想について、彼の労働者階級に対する同情が単に政治的動機によ
る手段にすぎないものであるか否かは興味ある問題である。⁽³⁾

一九三二年に発言された彼の処女作「政治的夢」(Rêveries politiques)の中で、彼は既に憲法を作成して⁽⁴⁾いた。その「人間と市民の権利宣言」(Déclaration des Droits de l'homme et du citoyen)の中で彼は労働について、一七九三年のモンターニュ憲法を承継している。即ち、「いかなる種類の労働・耕作・商業も市民の産業として禁止できない」(「一条」)。「公共救済は神聖な負債である。社会は不幸な市民に労働を与えるか、または労働できない者の生存の手段を確保することにより、これらの人々の生活を保障しなければならない」(「二条」)。

一八四四年にハム(Ham)牢獄から出版された「貧困の絶滅」(L'extinction du paupérisme)は、進歩的知識人との文通、空想的社会主義の諸著作の研究の結果生れたもので、彼の具体的な社会政策を示すものとして多くの興味ある問題を含んでいる⁽⁵⁾。その中で彼は、当時の産業革命から生じた深刻な労働問題を、失業を伴う労働者の生活状態の悪化、即ち、旧生産体系の破滅によって惹起された危機の形で把握し、「自分の腕以外に何の財産も持っていない労働者を所有者に転化し」彼等に正当な「社会的地位」を与えることによって、労働者階級の貧困を解決しようとしたのである⁽⁶⁾。そして一方では、「無限の恩恵をもたらす工業」の発展を助長し、他方失業者のために農業植民地の建設を提案した。この提案で

特色のあるのは、労働者の軍隊的組織と、その運営についての國家干渉の是認である。

この「貧困の絶滅」は当時の知識階級や労働者層に大きな影響を与えたが、しかし労働の組織に関するこの思想は、ルイ・ブランの思想とは本質的な相違があるとされている⁽⁸⁾。ルイ・ナポレオンは、労資の対立を緩和し、資本家的経営を円滑にするための補助的手段として労働の組織を考えたからである。彼にとっては、ブルジョアジーと民衆の対立は、労働者に生活の安楽を感じさせるような強力で秩序ある生産的國家を創設することによって解除し得るものと考えたのである。

(1) Deslandes, op. cit., t.II., p. 459.

(2) Maxime Leroy, *Histoires des Idées sociales en France*, t.III, 1954, p.259.

(3) 藤原朝子「ルイ・ナポレオンの政治思想について」(歴史学研究、一八一号、一九五五年)二頁では、ルイ・ナポレオンの思想の評価について次のように説明されている。

「これ迄ルイ・ナポレオンの思想について様々な評価がなされている。とくに政権獲得前の彼の進歩的な意見は、その後のクーデター、帝政宣言と甚しく相違するものとして、第二帝制下の彼の社会政策の矛盾、失敗と共に批判の対象となつていゝる。この点について彼に不信の意を表すものは、ルイ・ナポレオ

ンは本質的な日和我主義者にすぎない、彼の進歩的思想は政權獲得のための単なる手段である、と断定している。このような手厳しい非難は、当時の共和主義、社会主義の陣営からも投げられている（ヴィクトルリュエーゴ、ルイ・ブラン）。これに対して、弁護的な立場をとるものには、彼の社会主義への接近はその政治的信条の一側面であつて、彼の行動をもつて偽装、裏切りと断ずるのは不当である。あるいは彼の思想に人間的な善意を認めて第二帝制の諸政策の矛盾を理想と現実との相剋とするもの、更に積極的には国家社会主義の立場から、彼の思想を高く評価するものさえ見つけられる。』

- (4) Lavigne, op. cit., p.227.
 (5) 藤原、前掲論文、二頁。
 (6) 藤原、前掲論文、五頁。
 (7) 皇帝の側近の大部分をしめていたサンシモン主義者にとつて生産の無限の発展がすべての者の福祉を増大し、社会問題を解決させるもので、このために信用を發展させ、鉄道を創設し、国家間の関税の障害を廃止するのが必要と考えたことが指摘されている（Georges Pradalié, *Le Second Empire*, 2^e édit., 1963, p.52）。

(8) 藤原、前掲論文、六頁。

四、第二帝政前期と労働

フランスが近代的な経済活動の諸要素を構成したのは第二帝政

の下であり、外に対する栄光と内に対する繁栄が自由の消滅の代償であつた。⁽¹⁾ 実際、ナポレオン三世自身経済問題に専心し、自ら経済的改革を行なつた。鉄道の拡張、大銀行の創設、土木事業、産業技術の向上により、フランスの資本主義は大きな躍進をとげた。⁽²⁾

相互扶助協会は、労働者の連帯のしるしであり、労働者の孤立と斗い大きな希望を与えるものであつた。一八五二年三月二六日に、相互扶助協会についてのデクレにより、これらは国家権力の統制下におかれた。

第二帝政は第一帝政と同じように労働について警察的であつた。⁽³⁾ 一八五二年三月一二日に皇帝は、サンシエティアンスとリヨンに労働審判所 (*Conseils de prud'homme*) を再建した。一八五三年六月一日法はこの労働審判所の構成と機能を明らかにした。これは労働契約に際しての紛争を処理する権限をもつものであつたが、議長および副議長の選任権は皇帝にあり、官僚統制的なものであつた。

労働手帳についての一八五四年六月二二日法は、これを工場労働者と同様に家内労働者にも義務づけた。しかし労働手帳を雇主の手許で保管することなく労働者各人に所持させることにした。これにより労働者はそれまでのように雇主から受けた前借金に

よって身を縛られたり、新しい雇主から不信な眼をもって迎えられる怖れが少なくなつた。しかし実際にはこの法律の規定は必ずしも忠実に遵守されていたわけではなく、その後も労働者は雇主から束縛されていたのである。更に労働者に関する救済としては補助金政策があり、又労働者の都市や老廃者のための収容所の建設が企てられた。

- (1) Pradalié, op. cit., p.48.
- (2) Deslandres, op. cit., t.II, p.543.
- (3) Lavigne, op. cit., p.228.
- (4) Dolléans et Debove, op. cit., t.I, p.255.

第四節 労働者の集团的権利の誕生(一八六〇～一八八四)

一、労働運動の発展

ナポレオン三世によってなされた労働者に好意的な措置にも拘らず、労働者の生活は非常に苦しかった。⁽¹⁾即ち、失業の機会が増大し、物価の騰貴により労働者の実質賃金は低下し、貧富の差は拡大した。⁽²⁾

一八六〇年に至ってナポレオン三世はそれまでの保護産業主義から経済的自由主義へ政策を転換し、経済的自由主義の経済体制によってのみ産業を發展させ、国を繁栄できると考えるようになった。⁽³⁾またカトリックおよび産業家の一部の支持を失ってから、

ナポレオン三世は、権力主義的帝政から自由主義的帝政へ転換させることによって、大衆を自己の陣営に引きつけておこうとした。

また労働者の集团的行動も發展し、特にパリの印刷工の運動は活発であり、帝政の社会政策の發展に決定的な影響を与えた。⁽⁴⁾一八六二年五月三〇日には、二千四百名の労働者によって署名された請願が皇帝に出された。ここで印刷工が労働組合会議(Chambre syndicale)をもつこと、および労資同数からなる委員会で定められた賃金率がすべての者に強制的に適用されることを要求した。続いて七月一九日、日傭の印刷工が争議を起し代表者らが何人か逮捕された。八月三〇日に被疑者は皇帝の命令で仮釈放された。判決は一月五日に上訴で確定し、皆有罪となったが、一月二三日に皇帝は彼らを特赦にした。この印刷工の運動は團結禁止法の改正に大きく貢献した。⁽⁵⁾事実皇帝の特赦は、労働の自由を侵さない限度で労働者の團結を暗黙に承認したものと見える。

ナポレオン三世は、また一八六二年のロンドン万国博覧会へ労働者の代表を派遣しようと計画した。しかしアルルス・デュフォー(Arles Dufour)やトラン(Tolain)などの有力な労働運動指導者は、労働者が自主的に派遣することを訴えて認められた。労働者の一八三名の代表者が、一八六二年七月一九日にロンドンへ出発し、同年一〇月一五日パリに帰ってきた。彼らはイギリスの

料 組合指導者と接し、フランスの労働者に大きな教育的効果をもたらした。彼らはイギリスの労働者が享有している自由、即ち、団結の自由 (*liberté de coalition*) と結社の自由 (*liberté d'association*) を獲得することを望んで帰国した。⁽⁶⁾ この報告書は労働者の

声を表明した本当の「陳情書」(*cahiers de doléances*)⁽⁷⁾ として現われ、労働運動の歴史に重要な位置を占めている。このロンドンへの旅行が団結の自由についての一八六四年法の出発点となり、同時にフランス労働者を外国労働者に近づけ、第一インターナショナルの結成に参加させることを可能にしたのである。

ブラン (J.J. Blanc) およびクータン (Constant) の二人の労働者の候補者が立った一八六三年の総選挙の後、翌年の補欠選挙で六〇人のバリの労働者が有名な宣言を発表した。⁽⁸⁾ この「六〇人の宣言」(*Manifeste des Soixante*) は二月一七日の「ロベニオン・ナシヨナル」(*Opinion Nationale*) に掲載された。⁽⁹⁾ ここで労働者の立場を、「普通選挙はわれわれを政治的に成年者にしたが、社会的に解放することは依然として残されている。第三階級があればどの熱意と忍耐をもって獲得できた自由を、民主的國家であるフランスにおいてすべての市民に拡張しなければならぬ。政治的権利の平等は、必然的に社会的権利の平等を意味する。」と「更に、団結の自由、出版の自由、集会の自由等を要求している。

この宣言は、一七八九年以来のプロレタリアの歴史において、パプーアの「平等宣言」(一七九六年)、コンシデランの「フリーエ主義の宣言」(一八四三年)、マルクスおよびエンゲルスの「共産党宣言」(一八四八年) とならんで、四つの輝かしい宣言の一つとされている。⁽¹⁰⁾ 更に重要なことは、この宣言がガンベッタ (*Gambetta*) およびアンリ・ルフォール (*Henri Lefort*) の協力によりトランによって作成されたと考えられているように、労働者自身によって書かれたことである。このこの内容はブルードンの思想に近いものであり、ブルードンはこれによって、フランスの労働運動に以後大きな影響を与えた「労働者階級の政治的能力について」(*De la Capacité politique des classes ouvrières*) を書いたのである。⁽¹¹⁾

- (1) Pradalé, *op. cit.*, p. 77.
- (2) 平実「ルイイ・ナポレオンの労働者懐柔政策」(経済学雑誌、四七巻、六号)、一九六二年、二四—二六頁。柴田朝子「第一インター前後のバリ労働者階級の状態について」(史学雑誌六八編一二号)、一九五九年、六八—七〇頁。
- (3) Dolléans et Debove, *op. cit.*, t.I, p. 298.
- (4) Dolléans et Debove, *op. cit.*, t.I, p. 321.
- (5) Dolléans et Debove, *op. cit.*, t.I, p. 324.

- (9) Dolléans et Debove, op. cit., t.I, p.302.
 (7) Dolléans et Debove, op. cit., t.I, p.303.
)の陳情書について詳しくは、柴田「前掲論文」七二一七四頁。
 (8))の眞言は、Proudhon, De la Capacité politique des classes ouvrières (Oeuvres complètes de P.-J. Proudhon, nouvelles édit., 1924) の annexes に全文掲載されている。
 (6) Maxime Leroy, Introduction de la Capacité politique des classes ouvrières Oeuvres complètes de P.-J. Proudhon), 1924, p.5.
 (5) Leroy, Histoire des Idées sociales en France, p.310.
 (4) Dolléans et Debove, op. cit., t.I, p.311. Paul Louis, op. cit., p. 193
- 二、一八六四年法の制定
- このような諸事件を背景として、モルニイ(Morny)は皇帝に団結を禁止している刑法四一四—四一六条の改正を助言するに至った。⁽¹⁾ ナポレオン三世は立法議会の開会の演説の中でその主導権を取った。一八六四年二月一九日の立法議会に「コルニエーデ(Cornudet)による理由書と共に法案が提出された。この法案は非常に臆病なものであった。ジュール・シモン(Jules Simons)を委員長とし、エミール・オリヴィエ(Emile Olivier)を報告官とす

る委員会がつくられた。

この法案の審議は四月二七日から五月二日にわたった。報告官オリヴィエはこの法案を認めるべき理由として二つあげている。

第一の理由は、個々に許されることは、団体にも等しく許されるべきであるという主張である。個人は労働条件を討議する権利を持つているのであるから、労働を提供又は要求する者の集団がこの権利を否定される理由は何らないことである。第二の理由は、団結の禁止と公権力の介入との関係についてで、もし立法者が団結を禁止するなら、これは立法者が賃金の決定について当事者に代ってなすことを要求することであるということである。即ち、賃金の決定に公権力が介入する義務よりも、団結の自由の方がよいというのである。

これに対しては左右両翼からの反対があった。右翼からの反対は、破滅的な争議の流行を恐れる雇主の立場と、この社会的自由主義が政治にまで広がることを恐れる専制的帝国主義者の立場によるものであった。左翼からの反対は、一方ではオリヴィエの政府への接近を疑い、彼の助言や支持を裏切りと見、他方では「組合結成権」(droit de reunion, droit d'association) のみが団結の実行を可能にするが故にその改革を欺瞞と考える民主主義者の反対である。またジュール・フーヴル(Jules Favre)およびジュ

ール・シモンのような共和派は、団結の際に生ずる強迫、暴行および暴力行為を罰するのは刑法三〇五―三二一条で十分であるから、刑法四二四―四一六条の単純な廃止を要求した。⁽²⁾しかしこれに對して大多数の者は労働の自由を犯すものを厳格に処罰すべきものとして反對した。オリヴィエは結論として「程度を問わない団結の絶対的自由、暴行と詐欺の厳格な禁止である。これが科学が教える有機的所与である。これがまたこの法律が要約する二つの原則である。」と述べている。この法律は五月二十五日に可決された。三六票の反對があつたが、オリヴィエとダリモン (Darnon) 以外の民主主義者の一団は数人の大実業家と共に皆反對した。

このようにして成立した一八六四年五月二十五日法は刑法四一四―四一六条を改正した。この改正法によると、暴行、実刀、脅迫又は詐術を行使し、かつ、賃金の引上げ又は引下げを強制するか、もしくはは産業又は労働の自由を侵害する目的をもってなされた場合に、六日―三年の体刑ならびに一六―三、〇〇〇フランの罰金、もしくはその一に処せられることになった。

一八六四年法の法的評価については問題が多い。この法をもつて「争議権」(droit de grève) の承認となすものも多いが、⁽³⁾この法は刑法上の団結 (coalition) ⁽⁴⁾ の禁止を撤廃し、団結に合法的性格を与えたものであり、それは「団結の自由」を承認したものに

すぎない。⁽⁵⁾従つてストライキは二応刑事上の免責を受けたが、民事上の免責については触れておらず、「争議権」の承認は一九四六年の憲法上の承認によつて確立するのである。また「組合結成権」は後述の一八八四年法まで承認されず、組織なくしては団結も無力であることを立法者は無視していた。

この法律の制定があくまで大革命以来の「個人主義的自由」の原則の枠の中で、契約の一般的自由を理由として行なわれたことは、一八六四年法の性格を考える上に重要である。デュギエ⁽¹⁾この法律についての次のような説明はこれをよく物語っている。「一八六四年法は人々が主張するように新しい権利、即ち争議権を認めているか。全く違ふ。立法者はこれまで自由に契約する権利を認めていなかつたけれども、一八六四年法以前にも以後と同様にこれは常に存在していた。一七九一年法、共和二年法、刑法典は、これについて重大、かつ不当な制限をしていた。一八六四年法はこれを撤廃したのであり、これ以外のことはしていない。しかしながら、一八六四年法は、個人的自由の誤つた概念によつて、この自由の重大な制限をしていた立法規定を廃止したものであるが故に重大である。」更に争議権について、「私は躊躇することなく確信を持って、このような権利は存在してはならず、できなく、すべきでなく、一八六四年の立法者の頭の中にも決して存在してい

なかつたことを主張する。ほかでもなく存在しているものは、単に契約の自由、即ち契約しない自由を含む契約する自由である。」このデュギーの説明に加えて、この立法が前節で述べたような思想的傾向を持つナポレオン皇帝の産業的自由主義政策に基く労働者対策の一環であり、また立法過程における共和派の反対を考えると、この法律のもし限界を理解できる。

しかしながら、立法者の意図がどのようなものであれ、「団結の自由」を認めたことは、大革命の労働の個人主義的自由の原理の侵害といえることは確かである。労働者階級の社会権を発展させる集団的な労働者の権利の新しい出発点として、この法律の憲法上の価値は大きい。

- (1) 一八八四年法の制定の事情については Deslandes, op. cit., t.II, p.623-625, Lavigne, op. cit., p.236, 237, Dolléans et Debove, op. cit., t.I, p. 257, 258.
- (2) Bouère, Le droit de grève, 1958, p. 32 によると、「ジュール・ファールとジュール・シモンはこの改正によると禁止が漠然となり一層悪くなるものとして、現行法の方が「悪いけれども明確」なのでまだましであるとして改正を激しく反対したことが指摘されてくる。

(3) 例えば、法学協会「註解日本国憲法上巻」、一九五三年、五

三三頁。

なお、Lavigne, op. cit., p.233 および石崎政一郎「罷業権の問題—フランス法を中心として—」(法律タイムズ一三巻五号)、一九四九年、二四頁では争議権を認めたと考えるのがフランスの多数説であるとしている。

- (4) フランス法の団結 (coalition) は、同盟罷業の前奉曲で同盟罷業と全く区別すべき別個のものであり、また一時的性質を有する点組合とも異なる(カピタン・キューシユ、星野・石崎訳、前掲書、六八、六九頁参照)のである
- (5) Bouère, op. cit., p. 176, 177. J. De Hulster, Le droit de grève et sa réglementation, 1952, p. 5 et suiv. G.Lyon-Caen, Manuel de droit du travail et de la sécurité sociale, 1955, p. 94, 95. A. Rouast et P. Durand, Droit du Travail, 1957, p. 321-323. J. Rivero et J. Savatier, Droit du Travail, 1956, p. 170-172. Duguit, Traité, t.V, p.184 et suiv. Joseph-Barthélemy, Précis de Droit public, 1937, p. 251. Lavigne, op. cit., p. 238, 239. 宮島尚史「ロックス・フウヤ論」一九六〇年「一四五頁。恒藤武二「フランス法における団結と争議」(労働法講座第七巻上)一九五九年、一八九四、一八九五頁。
- (6) しかし刑法上においても、漠然とした規定であるので、労働の自由の侵害を理由として抑圧され得た。
- (7) Duguit, Traité, t.V, p. 184, 185.
- (8) Joseph-Barthélemy, op. cit., p. 250, 251.

一八四八年の革命以来、フランス社会主義は友愛、人間性の様相を現わしていた。⁽¹⁾この感情のもとには、確かに、例えばサン＝シモン、アンファンタン、そしてブルードンにさえキリスト教思想が存在している。他方労働者階級はマルクスおよびエンゲルスが一八四八年に宣言したプロレタリアートの国際的連帯に引き付けられた。最初ドイツ社会主義思想は各国の労働者間の国際的接触がないためにフランスに知られなかった。しかし一八六二年にロンドン万国博覧会へフランス労働者の代表が派遣されたことにより状況が変った。一八六三年七月に、フランス代表トラン一行は

ロンドンのセント＝ジェームズ・ホールでのイギリスの組合指導者とのポーランド問題についての会議で、労働者の国際的な組織をつくることを提案した。一八六四年九月にフランス代表トラン一行三名は、ロンドンへ行き国際協会の草案をだした。六四年九月二八日セント＝マルタン・ホールの会合でトランの草案の大綱が採用された。このようにしてイギリスに亡命していたマルクスの宣言が出される国際組織の基礎ができた。ドイツ社会主義のイデオロギーとフランス労働者の行動が第一インターの基礎になったのである。⁽²⁾

事務局がロンドンにでき、トランはバリの組織を司った。一八

六六年九月三日―八日、ジュネーブで最初の大会が開催された。

最も現実的な問題がその日程に含まれた。即ち、労働時間の制限、婦人、子供の労働、労働組合、相互扶助協会等である。

第二回大会は一八六七年九月二日―七日、ロザースで開かれた。セーザルド・ブップ (César de Bopp) が出席し、マルクス主義者の集産主義的傾向を代表して、フランスのブルードン主義者の互助主義 (mutualisme) に対抗した。彼は生産手段社会化の第一段階として、土地とその労働用具の社会化を提案した。イギリスドイツ、ベルギーの代表がこれを支持した。これに対してフランスとイタリアの代表はブルードンの遺著「所有の理論」(Théorie de la Propriété) の中で明らかにされた個人的所有の信奉者として反対した。この問題は次の大会に持ち越されたのである。

一八六八年九月六日―十七日のブラッセルの第三回大会では、二つの傾向の対立が一層激しくなった。

フランスではインターナショナルは大きな発展をとげ、マルクス主義が認められ始めた。マルクスが経済的、政治的社會に投げかけたものは階級闘争である。この目的は労働者に尽きることない生活を得ることを可能にする『正常な労働日』の決定である。

『奪うべからざる人権』の華麗な目録のかわりに、法律によって制限された労働日の地味な大憲章が現われ、それは『遂に、労働者

の壳渡している時間がいつ終るか、また、彼自身に属する時間がいつ始まるかを、明瞭にする。』何という大きな変化であろうか。⁽³⁾「第四階級の創造の結果は「労働と土地の社会化」であろう。このような条件下では、国家は社会によっておきかえられる。」「万国のプロレタリアよ団結せよ!」、「階級闘争」というスローガンがマルクス主義に力を与え、労働者はそれに親近感を持った。自由と友愛の理想からくるある嫌悪感にも拘らず、フランス人も同様であった。⁽⁴⁾

- (1) Lavigne, op. cit., p. 240.
- (2) Lavigne, op. cit., p. 240.
- (3) マルクス、向坂逸郎訳「資本論(一)」(岩波文庫)、第三篇第八章、二九〇頁。
- (4) Lavigne, op. cit., p. 242.

四、帝政末期と労働

一八六七年のパリ万国博覧会に際して、ロンドン博覧会で行なわれた労働者代表の先例が再びとられた。⁽¹⁾一八六六年一月二日デクレはその構成員が労働者によって選ばれる労働者の委員会を創った。その役割は諮問的なものであり、一・二の職業から三・六名の代表者が指名された。しかしいくつかの職業で労働者の団体

が加わらなかつた。政府の目的が労働者を自己の掌中に入れ労働者の革命的な能力を消滅させることであると考えて、権力に近づくよりも独立の方が良いという意識を持ったからである。⁽²⁾

この委員会は六七年七月二日から六九年七月一四日まで会議をもった。⁽³⁾委員会は、労働組合会議の組織、労働審判所の再組織、民法一七八一条の廃止、労働手帳の廃止等を要求した。これが民法一七八一条を廃止した一八六八年八月二日法の直接の起源である。これは階級の特権の廃止であるとされている。⁽⁴⁾

帝政末期で自由主義的傾向が目立ったのは行政手続においてである。⁽⁵⁾労働手帳はもはや警察的な処置でなく、また政府は職業団体に寛容 (tolerance) を示した。委員会の報告に対して、政府は労働組合会議が雇主の団体と同じく寛容を享受する旨を宜べた。組合の自由は事実上承認された。⁽⁶⁾

次の手紙はこの事情をよく示している。

「労働組合連合(会議)の法的地位に関しては、それは全く単純である。―すべてのわれわれの団体は、法の外にある。このような団体は行政的寛容によってのみ存在する。しかし寛容は、慣習的な状態となり、また風習の中に固定しているので、行政当局にとつて、再びこれを打倒するのは不可能であろう。我々は、結社に関する自然権を主張する。我々の総会については、我々は少く

とも二四時間前に警視總監に予告するだけである。警視總監は、報告を作成する一人の係官を派遣するが、これは、我々が発言すること、我々がいたいことを何でもいうことを妨げはしない。我々の集会は、公的でもなければ私的なものでもない。それは特殊なものである。もし我々が望むなら、すべての者に門は開かれ、望まないなら、外部の者に門は閉ざされるであろう。これは我々に関することなのだ。」(ヴァランのアルベール・リシャールに対する一八七〇年一月二六日付の手紙)⁽⁷⁾

労働組合会議の統合の動きが強まり、一八六九年の終りに、労働者協会連合会議 (*Chambre fédérale des Sociétés ouvrières*)⁽⁸⁾ がまづパリにつくられた。ついでフランス全国において、地方連合および労働組合協会および会議がつくられた。またこの時期に戦争が迫り、経済的危機に襲われてストライキが増加した。

このようにして帝政末期の立法、行政は労働者階級にかなりの考慮を払い、第三共和政出現の数年後に展開する社会立法の前提になる社会精神によって動かされていた。⁽⁹⁾

- (1) Dolléans et Debove, op. cit., t.I, p. 325.
- (2) Lavigne, op. cit., p.244.
- (3) Dolléans et Debove, op. cit., t.I, p. 326.

- (4) Deslandres, op. cit., t.II, p. 546.
- (5) Lavigne, op. cit., p. 243.
- (6) Durand et Vinu, op. cit., t.III, p. 60.
- (7) Lavigne, op. cit., p. 244, 255. 恒藤「前掲書」八〇頁。
- (8) Deslandres, op. cit., t.II, p. 546.

五、パリ・コミューン

一八七〇年九月四日に共和国が宣言された。ドイツ軍によるパリ包囲の五ヶ月と侵入は、フランス社会を全く混乱に陥し入れた。ボルドーに集まった国民議会は平和を望んでいた。これは「徹底的戦いか、和平か」の綱領で選出された地方の保守的議会であり国民の大多数は和平に投票した。⁽¹⁾

パリの労働者は屈辱的な講和により、七一年二月より国民軍を中心に結束を固めた。三月一八日、政府軍の攻撃開始に答えて蜂起し、中央委員がパリの実権を握った。このようにしてパリ・コミューンが生れた。三月二六日にコミューンの選挙が行なわれた。この結果労働者の代表は二五名で、そのうちインターナショナル派は一三名であった。このようにして首都の政府が組織された。コミューンは通常の近代國家に課せられた機能を果たすようなものではなかったけれども、労働者の問題に力強く接近し、

これを社会主義と平等主義的組織の精神をもって解決しようとしたことは確かである。⁽²⁾

社会政策の公式機関として、労働・産業・貯蓄委員会が三月二八日にコミューンに設置され、四月二一日に再組織された。委員会は、「労働と賃金とを平等化する方法」を探求し、「社会主義的諸原理を宣伝する」ことを目的としていた。⁽³⁾ コミューンの諸原理が明確に定式化されてなく、コミューンの不統一が委員会にも再現した。その中で労働者の要求の具体的解決を配慮しなければならなかった。

労働者に対する社会政策の立法として次のようなものがあることは注目すべきである。四月一六日のデクレは工場主が放棄した工場の徴発を宣言した。四月二〇日には執行委員会は製パン所の夜業を禁止し、またそれまで私企業に独占的に経営されていた職業紹介所を廃止し、それを区役所に移すことを命令した。四月二七日デクレは賃金について罰金と控除を禁止した。五月三日には労働時間が一〇時間と定められた。

しかしながら、ヴェルサイユ軍に対する戦闘が四月二日に開始され、「血の週間」を経て五月二八日にコミューンは姿を消した。指導者の過誤および弱体により、あるいは内部的不統一により僅か七三日間をもって倒れたといえ、パリ・コミューンは「フラン

スの土壌の上に共和国の礎石をおいた」⁽⁵⁾ものであり、また「有産階級と無産階級との分裂の最も重要な点と非劇的歴史を示した」⁽⁶⁾ものである。

- (1) Lavigne, op. cit., p. 245.
 - (2) ブルジャン、上村正訳「パリ・コミューン」(クセジユ文庫)、一九六一年、六九頁(George Bourgin, La Commune, 1953)。
 - (3) ブルジャン、上村訳、前掲書、七六頁。
 - (4) このような立法の正文の訳は、マルクス、木下半治訳「フランスの内乱」(岩波文庫)(一九五二年)の付録「パリ・コミューン資料文書集」に収められている。
 - (5) P. Louis, op. cit., p. 228.
 - (6) Dolléans et Dahove, op. cit., t.I, p. 30. コッパ・ドレアンは、フランスの労働史を、①一八七一年以前②一八七一年一九一九年③一九一九年以後の三つの段階に分けており、一八七一年を最初の分岐点として選んだ理由を二つあげている。一つは労働者の心理、運動および権利の条件自身が一九世紀の三分の二期までに形成されたことであり、もう一つは、フランス全体の第二帝政下の経済的發展および心理的發展により階級分裂が生じたことである。(op. cit., p. 29, 30)。
- なお、マルクスはパリ・コミューンを、「労働者のパリは、そのコミューンとともに、新社会の光榮ある先駆者として、永久に讃えられるであろう。その殉教者は、労働階級の偉大な胸の

うちに祭られているのだ。その絶滅者どもを、歴史はすでに、その僧侶のあらゆる折りもこれらを救い得ないであろうところの、あの永久の晒し台に釘づけにしてしまったのである。」(マルクス、木下訳、前掲書一四四頁)と評価するのに対して、ブルジャンは、「このマルクスの文章のなかに、すでにコミュニン²の神話が感得される。そしてこの神話は発展してゆく。それは、プロレタリアの政府、労働者階級が創設しようとし、また創設するであろう政府の雛型にして端初としてのコミュニンの神話にはかならない。」(ブルジャン、上村訳、前掲書一五一頁)としてこれを批判しているのは注目すべきである。

六、第三共和憲法とその初期の立法

パリ・コミュニン³の時から、国民議会政府はすべての社会的運動に敵対しており、王政復古および七月王政以来見られなかった保守主義を示していた。ティエールは第三共和政と立憲君主政を結びつけようとした。議会の議員も立憲君主政と共和政の間を變動したが、いつも妥協による解決がはかられ、議会制度が信奉された。彼等のモットーは秩序であった。臨時政府を組織する憲法である、「執行権首長にフランス共和国大統領の称号を与える 一八七一年八月三一日法」で既に将来の憲法を考えていた。それは経済的、社会的な考慮も、権利の宣言もない政治的手続の憲法であ

る。一八七一年法はこの点について次のように述べている。⁽²⁾「国民議会は……國家の最終的な制度が確立されるまで、労働の必要、商業の利益、産業の発展に対して、我々の制度がすべての者の面前で、たとえその安定が時代の産物であったとしても、少くとも意思の一致と党派の落着を保障しうる安定性が必要であることを考えて……」と。これは労働の産業・商業の自由、即ち、ブルジョアジの自由のみを問題にするもので、逆コース的なものであった。

またヴェルサイユ議会は労働者階級を非常に恐れ、「一八七二年三月一四日にインターナショナルへ加入することを禁止する法律を制定した。主な条文は次のようなもので、当時労働者の団体がいかに恐ろしいものと考えられていたかが明らかである。

「いかなる名称においても特にインターナショナル(Association internationale des travailleurs)の名称において、労働の停止、所有権、家族、祖国、宗教又は自由な礼拝の廃止の煽動を目的とする国際的結社はすべて、フランス領土におけるその存在および支部の存在という事実だけによって、公共の平和に対する侵害を構成するものである。」(一条)

「本法の公布後に、インターナショナルもしくはこれと同一の教義を唱え、かつ同一の目的を有する他の一切の結社に加入し、

もしくは加入者として行動するフランス人はすべて、三ヶ月ないし二年の禁固および五〇ないし一、〇〇〇フランの罰金に処せられる。その者は別に、最低五年、最高一〇年の間、刑法四二条に定められた公民権、市民権および家族の権利一切を剥奪されることがある。フランスにおいて加入し、もしくは加入者としての行為をした外国人は、この法律によって規定された刑罰を受けるものとする。(二条)

国民議會は労働者の集団行為に敵意をもち、まさに集団行動を予防する見地から労働者の自由と権利を保障しようとした。(1) 一八七一年三月一四日法はインター加入の弾圧と同時に、労働について調査する委員会を創った。委員会は報告をだしたが反応がなかった。

一八七四年三月二九日法は、一、二才以下の年少者の工場での労働を、特定の場合一日六時間を超えない限度を除いて禁止し一六才以下の少年および二〇才以下の女子の労働時間を二時間に制限した。更に最も重要なことは、労働監督官の制度が初めてつくられたことである。「公権力の組織に関する(relative à l'organisation des Pouvoirs publics)二月二五日法」「元老院の組織に関する(relative à l'organisation du Sénat)二月二四日法」「公権力の関係について(sur les rapports des Pouvoirs publics) 七月二六日

法」によって、一八七五年憲法が制定された。これは純粹に政治的手続に関するもので、この憲法の上に第三共和政が一九四〇年まで安定して存続するのである。労働については政治的、社会的、経済的慣行にまかされたのである。

- (1) Lavigne, op. cit., p. 245.
- (2) Duguit, Monnier, Bonnard et Berlia, op. cit., p. 287.
- (3) Recueil général des lois et des arrêtés. Sirey, 1872, p. 191.
- (4) Lavigne, op. cit., p. 246.

第五節 第三共和政の下における社会権の發展

一、一八八四年三月二一日法の制定

組合結成権の承認は共和政の権力への接近と、一方では社会主義者の側、他方ではカトリックの側からの職業的従業員の団結する自由を要求する社会的圧力によって助長された。(1)

一八七六年七月四日、ロックロワ(Lockroy)は国民議會で労働組合会議の法的承認を要求した法律を提案した。これが組合についての立法の起源である。一八七六年一〇月二日に開かれたバリの労働者の大会はこの法案に反対した。というのはこの法案の五条には組合の構成員の名前と住所を表示する義務があり、これは労働組合の構成員を警察の監視の下におくものであると考えたからである。これは第二帝政の行政的寛容に比

べて後退であることは明らかであった。一八八〇年一月二日にジュール・フェリー (Julés Ferry) 内閣は法案を提出した。この法案の提案理由として、カゾー (Cazot) は、「危険なしに一つの職業の構成員の職業的利益を検討し、防衛するために、自由で永続的な結社を組織できることが経験によって示されているので、我々は不規則な状態を規律し、今日もはや存在理由を持たない法的禁止をなくした方が良いと考えている。」ことを明らかにした。議会の報告官にはアラン・タルジェ (Alain Targé) がなり、八一年三月一五日に報告した。彼の報告によると、フランスに一五、〇〇〇名の構成員をもった一三八の雇主の結社と、五〇〇の労働組合会議がある。労働組合会議の組合員は、一〇年前の一八七〇年には二四五、〇〇〇名だったのが現在は六〇、〇〇〇名しかない。アラン・タルジェは刑法四一四条および四一六条の廃止を結論としてだし、これを結社の自由の原則に基づいて正当化した。

刑法四一六条の廃止については反対が強く、代議院 (Chambre) と元老院 (Sénat) では長い討論が行なわれた。この組合についての法律は、職業上の結社のために特権を与えるものとして反対された。事実、結社についての一般法は、一八八四年法の一七年後、一九〇一年法により初めて確立するのである。アルベール・ド・マン (Albert de Mun) ⁽⁶⁵⁾ は、個人的利益でなく義務を奨励す

る組合を組織するための修正案をだした。「人間を争いによらずして結びつける人間の組織」：「同じ工場あるいは類似の工場の雇主と労働者を集めた混合職業組合が、贈与、遺贈を受け、労働者の住宅を建設するための不動産、および病人、身体障害者の家を取得することができる。」ものである。この修正案は、原案でも混合組合は認められているので退けられた。

代議院と元老院の抵抗を排除したのは、元老院の報告官トランおよびとりわけ内務大臣のワルデック・ルソーである。ワルデック・ルソーは、当代の代表的な明快かつ不屈の人物で、政治および経済の両面にわたる自由主義的共和主義者であった。「我々は自由を選択し、自由を信頼する」と彼はいつている。彼は職業的結社に公的性格を与えることなどは問題にしていなかった。これがワルデック・ルソーの法案に対する根本的思想である。

議会は結局、四五一票対六一票で、刑法四一六条を廃止した。投票されたのは三月二三日で、一八八四年三月二日法となった。なお、四一四条および四一五条はそのままであった。

(1) Durand et Vitu, op. cit., t. III, p. 61.

なお、同じ組合結成権承認の要求といつても、カトリック側は、事実上雇主が優位にたつ階層的性格をもった、労資混合組

合の協同体的組織を考へていたし、労働者側は職業の全労働者を代表する義務的性格をもつた純粹な労働組合を考へていた

(Durand et Vitu, op. cit., t. III, p. 62.)

(2) *Éric Lavigne, op. cit., p. 247-250. Dolléans et Debove, op. cit., t. I, p. 359-365. 以下。*

(3) アルベール・ド・マンは、「血の週間」のさなかに軍隊の一士官として人間の貧困に關して、彼自身の屬している社会階級のもろもろの責任を理解し、やがて偉大な国会議員となり、その思想は社会的カトリシズムの基礎をなしているとされている(ブルジャン、石上訳、前掲書一四五頁)。

彼はラ・トゥール・デュバン(La Tour du Pin)と共にカトリック団体を率いて、組合法の制定を要求したのである(カピタン・キューシュ、星野・石崎訳、前掲書一四五頁)。

二、一八八四年三月二日法の憲法上の意義—組合結成権の承認

一八八四年法は同じ職業あるいは關連ある職業の構成員が経済的な職業上の利益を守る目的を持つという条件で、自由に組合を組織できるようにした。ここで政治的なものは禁止されていた。

職業組合は、雇主たると、労働者たると又兩者の混合たるとを問はず認められた。また組合は法人格を付与され、加入を強制されない任意的なものであった。ル・シャブリエ法および刑法四一六条は廃止され、刑法二九二条—二九四条の結社の制限規定は職

業組合への適用を排除された。

一八八四年法は、ポール・ビツクの表現によると、「職業上の結社の基本的憲章」である。このような見地において、この法律は第三共和政の社会的憲法の基礎の一つである。そして重要なことは、一八八四年法が一九一一年から一八八四年までの社会的憲法の一つであり、その憲法的性格を否定できないル・シャブリエ法を廃止したことである。

デュギーは、一八六四年法の場合と同様に、この法律を次のように説明している。一八八四年法は本質的に自由の法律である。それはフランス人権宣言の思想にまさに合致している。それは、雇主の権利と労働者の権利を、組合員の権利と非組合員の権利を等しく尊重している。組合はいかなる者に対しても義務的でないが、しかし組合はすべての者に対して、労働者と同様雇主にも、同じ条件で同じ効果をもって許されている。

確かに、各人は自己の選択により、組合に加わることも加わらないこともでき、また何時でも脱退できる(同法七条)から、その点では自由であり、私的な結社に過ぎない。しかしながら、これは大革命時代の多くの人間が要求した個人主義的自由ではもない。

まず、この法は労働者階級のために特権を与えた法律である。結

料 社の禁止は労働者であることよって排除されるのであり、一般市民は依然として刑法に服しているのである。また任意の加入、脱退が認められているとはいへ、集団行動の数の力という事実に対して、個人は孤立してはられない。刑法四一六条の廃止は、ストライキにも拘らず働くことを望み、このため雇主あるいは労働者側から、追放、罰金等の対象となる孤立した労働者に対する一切の保護を取り除くことを意味した。この点で、一八八四年法は立法者の意図がどうあれ、バルテルミーのいうように、一八六四年法に続いて、革命の伝統たる個人主義に対する第二の侵害であることは確かである。

このようにして、労働について個人主義的自由の体制から、個人主義的自由と集団の権利の混合体制へ変化した。この傾向は労働組合の連合により更に強まるのである。

- (1) ポール・ドット、協調会訳「労働法上巻」(一九三二年、三四頁 (Paul Pic, *Traité élémentaire de législation industrielle-Les lois ouvrières*, 6 édit., 1931.))
- (2) Lavigne, op. cit., p. 252.
- (3) Duguit, *Traité*, t.V, p. 199.
- (4) A. Esmein, *Éléments de Droit constitutionnel français et comparé*, t.II, 8 édit., 1928, p. 617.

- (5) Joseph-Barthélemy, op. cit., p. 251.
- (6) Lavigne, op. cit., p. 253.
- (7) Joseph-Barthélemy op. cit., p. 251.

三、集団的社會權の増大

一八八四年法に対して、労働者の意見は分れた。最初の「労働組合連合」(*Fédération Syndicale*) が一八八六年一〇月のリヨン大会で生れた。この大会で一八八四年法が議論の対象となった。報告者デュメイ (Dumay) は激しくこの法律を批判した。「この法律において、すべてが畏 (*piege*) である。何故我々がこの法律を望んでいないかの理由がこれである。修正がいわれている。しかし根本的に悪いものを何が修正であるのか。…この法律はある場合には、労働者階級に役立つこともできるだろうか。私は政府に役立つだけであると考える。」

これに対して、印刷工、職工の代表がこの法律を弁護した。フェラ (Ferra) は、「法の原則は労働者の要求の実現へ向つての第一歩である。」と主張した。更に彼は、この法律により組合が増加し、また組合活動が容易になるものとして、多くの組合が賛成していると付け加えた。結局リヨンの大会では、賛成七四票、反対二九票、棄権七票で、一八八四年法が退けられた。ゲード主義者の社

会主義労働者党はこの法律を非難した。ジュール・ゲード (Julius Guéde) は、「この法律を、労働組合の頭上に出されたダモクレスの剣 (épée de Damocès) といふた。

「労働組合連合」は、リヨン大会以来内部的紛争により弱体化した。しかし多くの労働取引所 (Bourses du Travail)、組合連盟が創られた。一八八七年に、最初の労働取引所がパリに設立され、一八九二年に四〇の取引所が集って、「労働取引所連合」 (Fédération des Bourses du Travail) がつづられた。一八九五年のリモージュ大会で、「労働総同盟」 (Confédération Générale du Travail) が誕生した。この組織がサンジカリスムの発展に大きな貢献をするのである。⁽²⁾

サンジカリスムは、社会権を維持し拡張するために政府と闘わなければならない。実際に議会では、共和主義者が支配し、社会主義者は少数であった。共和主義者は経済問題よりも政治問題を優先させ、ブルジョアジーの利益を代表していた。

サンジカリスムの運動が活発になり、革命的傾向を顕著に表わしていたので、政府は労働組合の民事上の能力を拡張し、組合を所有主にさせることを目的として、法律を改正しようとしていた。労働組合をブルジョア化させることにより、ブルジョア階級に対する闘争や革命的傾向を弱めようとした。⁽³⁾

一九〇三年に、バルトウ (Barthou) が、労働組合に財産取得権を与える法案を提出したが失敗した。一九〇六年に更にミルラン (Millerand) が同様の法案を出した。一九一〇年一月八日、ブリアン内閣が組合の権利を拡張する法案を提出し、組合は職業利益の代表に限られるべきことを付け加えた。しかしこれは第一次大戦により中断され一〇年後に実現したが、問題の根本思想は修正された。

一九〇六年、C・G・Tのアミアン大会では、以後重要な意義をもつアミアン憲章 (Charte d'Amiens) が制定された。そこで、「大会はこの宣言は階級闘争の承認であると考える。階級闘争とは、労働者階級に対して資本家階級によって実行される、あらゆる形式的物質的、精神的搾取と圧迫に対する抵抗に、労働者を立ち上らせるものである。……サンジカリスムは行動の手段として総罷業をもって全面的解放を準備し、かつ今日抵抗の集団である組合は、将来は社会再組織の基礎としての生産と分配の集団となるものと考える。」と宣言して、政治的目的において労働者階級を連合しようとした。

争議権については、一八六四年法で制度化されなかったし、一八八四年法にも何等触れられなかった。一八九四年一月八日、ゲードは争議権の行使のためにこれを組織する法律を提案したが失敗し

資料。一九〇〇年一月一日、ミルランは同様に争議権を組織する法案を提出した。彼は、強制仲裁権を有する工場委員会を設置し、ストライキの継続あるいは終結が、開始と同じく投票によって決定されるものとした。議会の報告官であるコリアール (Cœuriard) は一九〇四年二月二日に、「我々はストライキを頻繁かつ重大でないものにするため、手続によってその行使を鈍らせ、ストライキの数を少くしようと望んでいる」と述べている。この法律に対してのサンジカリストの反対は非常に強かった。⁽⁴⁾ 彼等は反民主主義的であり、ジョルジュ・ソレルが近代社会の再生手段とした「総罷業の神話」(mythe de la grève générale) に好意的であった。

このようにして労働者の集団的権利が法的に増大する一方、他方で労働者階級は、この集団的権利を超憲法的な意味において使用したものである。

- (1) Dolléans et Debove, op. cit., t.I, p. 365.
- (2) バルテルミーは、これをワルデック・ルソーの予見を越えたサンジカリスムの実際の増大で、革命の個人主義の第三の侵害として看做す。(Joseph-Barthélemy, op. cit., p. 252-253).
- (3) Duguit, Traité, t.V, p. 204.
- (4) Lavigne, op. cit., p. 260.

四、個人的社会権の増大

集団的社会権については、公権力と組合は対立していたが、労働者の個人的社会権の増大については、両者は一致して働いた。このようにして一連の労働条件についての立法が生れた。⁽¹⁾

エスマンは、この時期のいわゆる「労働者法」(Lois ouvrières) が「労働・商業・産業の自由」の原則と密接な関係をもっていることを指摘し、これらの労働者法が労働の自由の原則を遵守しているか、破棄しているかを究明することが必要であるとして、二つのグループに分けている。⁽²⁾

第一のグループは労働と労働者の安全と衛生に関する法である。このうち重要なものとして、次のようなものがある。工業的施設における労働者の安全および衛生に関する一八九三年六月一日法。およびこれを修正した一九〇三年七月一日法。鉱山労働者の安全についての一八九〇年七月八日法、およびこれを修正した一九〇一年三月一日法。労働災害に関する一八九六年四月九日法。このような法律は近代市民法の原則である責任の原則に基づき、労働者やその家族を救助と扶助の精神で保護するものであり、労働・商業・産業の自由に反するものではない。

第二のグループは、労働時間の制限についての法であり、これは労働および産業の自由との両立が簡単にはなされないものである。

る。年少者と婦人の労働時間を制限した一八九二年一月二日法がこのグループの最初である。一九〇〇年は労働者の一日の労働時間を最長限一〇時間と定め、一九〇六年法は週一回の休日を定めた。これがやがて一九一九年の「八時間労働法」および一九三六年の「週四〇時間法」になるのである。このような法律は、労働および産業の自由を労働時間の制限という点で制限するものである。これは、一七九一年の労働の自由の原則を制限するものであるが、一八四八年の伝統、即ち、一八四八年憲法の前文と権利の保障に合致するものである。⁽⁶⁾

- (1) Lavigne, op. cit., 256.
- (2) Esmein, op. cit., t. II, p. 619 et suiv.
- (3) Lavigne, op. cit., p. 258.

五、第一次大戦後の社会権の新しい展開

一九一九年のヴェルサイユ条約は労働の国際的法規を制定することが必要であることを宣べ、このために「国際労働事務局(Bureau International du Travail)」が設立された。ヴェルサイユ条約第一三篇「労働」の前文には、次のような言葉が書かれている。「一
国において現実に人道的な労働の体制を採用しないことは、自国において労働者の境遇の改善を希望する他の国の障害となるか

ら、締結国は、正義および人道と世界の恒久平和を確保する希望とに促されて、以下に同意する。……」⁽¹⁾。フランスは確かに最も進んだ労働の体制をもった国であるが、このような重要な条約は、フランス労働立法の憲法的、基本的性格を更に増強させた。

また政治的、経済的領域における重大な事件として、一九一七年のロシア革命がある。これは「階級闘争」の原理と総罷業に大きな力を与えた。第三インターナショナルが「万国のプロレタリアートよ団結せよ！」をもって生れ、アムステルダムのカンピオネラールの第二インターナショナルは消滅した。またロシア革命は、C・G・T内部の革命的少数派に影響を与えた。

一九二〇年春に鉄道従業員のストライキが行なわれた。最初このストライキは経済的動機から生じたが、革命的少数派が主導権を握ることにより、政治的ストライキに発展していった。⁽²⁾ 鉄道の国有化が要求された。海上労働者、鉱山労働者およびドック労働者が鉄道従業員のストライキを支持した。しかしながら政府の強い態度を前にしてストライキは失敗に終わった。

この失敗によりC・G・Tは労働者大衆から見放された。その加入者も、最頂期に一五〇万以上にもなっていたのが、一九二一年一月には六〇万にまで減少した。更にこれはC・G・Tの分裂の傾向へと導き、革命的少数派を硬化させていった。一九二二年

のルール大会以後少数派は、C・G・Tに対抗して新しい組織を創ることを決定し、「統一労働総同盟」(Confédération Générale du Travail Unitaire)、即ち、C・G・T・Uが創られた。これには主として共産党系の組合員が参加した。

C・G・Tは新たに数を増し、中産階級がこれに加入し、公務員や教師も参加した。⁽³⁾C・G・Tは、有給休暇、四〇時間労働、労働者代表をもった国民経済会議(Conseil national économique)の設置、教育の無償、教育課程の延長を要求していくのである。

一八九一年五月一日教皇レオ一三世は、労働条件に関する教権最初の文書、回勅「レールム・ノウァールム」(Rerum Novarum)を公表し、カトリック道徳の名において、労働者を不当に惨めな状態におき、人間を利得のみに縛りつけようとする飽くなき暴利の無制限な競争態勢を非難した。⁽⁴⁾この教義はフランスにおいて、ラ・トゥール・デュパンやアルベール・ド・マンの努力によって拮められ、キリスト教労働者連合がそれによって生れた。最初のキリスト教組合は一八九二年に結成された。一九一九年には、八百の組合および一五万六千名のメンバーを集めた「キリスト教労働者フランス連合」(Confédération Française des Travailleurs chrétiens)即ち、C・F・T・Cが結成された。このカトリック組合は、階級闘争によるのではなく、各人の独立と権利が尊

重される混合組織によって結びつけられた種々のグループに集められた幾つかの生産要素の共働と教育によって、労働者の境遇を改善するために必要な経済的変革を実現することを要求した。⁽⁵⁾

このような外部的な状況の下で、大戦直後にはまず、一九一九年三月二五日の「労働協約法」および一九一九年四月二三日の「八時間労働法」が生れた。一九二〇年三月一二日法は職業組合の法的権能を拡げ、ミルランの草案を再びとりあげた。組合およびその連合体は職業の共同利益の防衛のために出訴する権利が認められた。一九二〇年法により、C・G・Tの合法性はもはや疑いがないものになった。しかしこの法律は組合運動の指導者に満足を与えたわけではなかった。この法律が發布された後、C・G・Tの公式機関たる「人民の声」(Voix du peuple)は、「労働者の組織は法の外で生まれ、そして存続していくであろう。」と書いている。彼等は合法的制度とすることにより、C・G・Tが殆んど宗教的といえる威信を失うと考えていたからである。⁽⁶⁾

一九三〇―三二年の経済恐慌により新たな経済的考慮がなされた。一九三三年三月一日法は賃金問題について初めて干渉し、一九世紀の伝統と決別した。これによって家族手当制度が確立した。

一九三四年一〇月、C・G・Tは経済的危機に対する闘争プラ

ンを公表した。これによってとりわけ、基幹産業の国有化と銀行の国有化が提案された。人民集会(Assemblée populaire)が開かれ、これに参加する各種の組織の間で次のような一致があった。即ち、公共事業による失業と危機に対する闘争、基幹産業の国有化、銀行の国有化、国民経済会議の設置である。⁽⁷⁾

一九三六年二月、C・G・TとC・G・T・Uの間に最終的な合意により、両者が再び統一された。この統一によりC・G・Tのメンバーが未曾有に増加して、四五〇万にまで昇った。

社会党、共産党、急進社会党等により結成された人民戦線(Front populaire)は、一九三六年の四月下旬と五月はじめの下院の総選挙で勝利を収めた。人民戦線はファシズムの排撃、経済恐慌の克服を要望する国民多数の支持をえてめざましく進出し、下院議席六一八のうちの過半数を占めた。社会党は一四六議席を獲得して第一党になり、共産党も議席数七二に躍進した。⁽⁸⁾社会党党首レオン・ブルム(Leon Blum)を首相とする人民戦線内閣が成立したが、共産党は入閣を拒絶し、閣外にあって新内閣を支持することを決議した。

人民戦線のスローガンは、「パンと自由」であった。⁽⁹⁾この人民戦線内閣成立の前後を通じて各所にストライキが頻発した。このストライキはレオン・ブルム内閣が成立したときに最高頂に

達し、これに参加した労働者総数はおよそ数百万に達しフランスの社会運動史上においてもっとも目を見はらせるようなストライキが騒ぎが演じられたのである。このストライキの共通目的は賃金の増額、労働組合権の確認、労働者自身によって選出される工場代表の承認、週四〇時間労働制の採用、有給休暇の設定などであった。

レオン・ブルムは急拠ストライキ收拾のために有効な手を打たなければならなかった。一九三六年六月七日、首相官邸のオテル・マティニョン(Hôtel Matignon)において、レオン・ブルムの肝入りで雇主側代表と労働者代表とが会見して善後策を討議した。ここでいわゆる「マティニョン協定」(accord Matignon)がC・G・Tと使用者組織の間で結ばれた。マティニョン協定は、賃金の値上げ、労働組合権の確認、四〇時間労働の実現、有給休暇制の実施、協約制の実施、企業の管理に対する労働者代表の確立などを含んでいた。この協定の成立はフランス労働者にとって大きな勝利と考えられ、資本家側にとっては屈辱的な敗北と考えられたのである。これによって一連の重要な社会労働立法が成立した。即ち、一九三六年六月二一日の「四〇時間法」、同年六月二四日の「協約法」および同年六月二〇日の「有給休暇に関する法」である。

ここに至って第三共和政の労働についての社会的憲法は一七九一年憲法の伝統から遠く離れ、一八四八年の伝統に一層近づいた。一八四八年憲法一三条からでた『無償の初等教育、職業教育、雇主と労働者と関係の平等、予見および信用の制度、農業制度、自発的結社、公共事業』が奨励され、『捨子、病弱者、資産のない老人』が救済された。

労働権も実際にかなり保障されてきた。これはグレイビソワンの「生存権」と定義した権利のみならず、労働の探求と履行において国によって保護される個人的、集团的権利、および労働できない場合の救助と保障の権利、失業手当を受ける権利である。このようにして第三共和政末期において、社会権は未だ不十分な点があるとはいえ、社会的憲法において一応確立していたといえる。

- (1) Duguit, *Traité*, t.V, p. 160, 161
- (2) 平実「第一次大戦発生後のフランスにおける労働者対策と労働者立法の進展」(経済学雑誌、四八巻、五号)、一九六三年、八九〇頁。
- (3) Barret, *op. cit.*, p. 82.
- (4) ラトレイユ・ソングフリード、仙石政夫、波木居齊二訳「国家と宗教」(岩波現代叢書)、一九五八年、一二六—一二九頁

(André Latreille, André Siegfried, *Les forces religieuses et la vie politique*, 1951)。

- (5) Barret, *op. cit.*, p. 82.
- (6) Duguit, *Traité*, t.V, p. 212.
- (7) Barret, *op. cit.*, p.82, 83.
- (8) 西海太郎「現代フランス政治史」一九六〇年、三九七頁。
- (9) 平実「フランス『人民戦線』政府下の労働者対策について」(経済学雑誌、四九巻、一号)、一九六三年、二六頁。
- (10) 平実「フランス『人民戦線』政府下の労働者対策について」三十一頁。
- (11) 第二章第二節五(4)参照。
- (12) Lavigne, *op. cit.*, p. 263.

六、ヴィシー政府

一九四〇年七月一〇日、第三共和政は消滅した。ヴィシー政府による一九四〇年七月一〇日の憲法的法律 (*loi constitutionnelle* du 10 juillet 1940) は次のように新憲法の制定をペタン元帥に全権委任した。「単一条、国民議會は、フランス国新憲法を『または数箇の法令により制定するために、ペタン元帥の権威と署名の下に、共和国政府に対しすべての権力を与える。この憲法は、労働、家族および祖国の権利を保障しなければならない。この憲法は、国民によって裁可され、この憲法によって設けられる議會によって

適用される。」⁽²⁾しかし実際に新憲法は制定されなかった。

ここで新しい憲法のため労働、家族、祖国の三つが中心に予定された。この「労働の権利」は、「労働の自由」の主張でも、また「労働権」の主張でもない。この表現の中に含まれているのは、権力的職能団体主義 (corporation autoritaire) で、社会的、国家的義務である強力な労働の組織である。この職能団体主義はイタリア職能団体主義の相当正確な模倣であった。⁽³⁾

労働についての新しい社会的憲法が生れた。それは、一九四〇年八月一六日以後の組合の自由の廃止、および「労働憲章」(Charte du Travail)⁽⁴⁾の発布、即ち、職業の社会的組織に関する一九四一年一〇月四日法によってである。これは、それまでの社会的憲法と全く関連のないものである。集团的社會権は、単一で義務的な組合の制度により全く跡方もなくなり、この組合に職業上の特権が与えられた。ストライキもロック・アウトも法によって禁止された。

労働組合はもとより、雇主側でさえ新しい組織に不満であったが、政府の独裁的権力によって強行された。唯一の重要な革新は、一九四一年三月一三日法によって設けられた「老令労働者年金」(rentre des vieux travailleurs)⁽⁴⁾である。しかしこのフランス憲法は暫定的なものであった。ドイツ軍の敗北によるフランス本

土解放と共に、労働者のみならず、すべてのフランス世論は一九四四年にそれを放棄した。

(1) ド・ゴール將軍はベタンによるヴィシー政権は略奪者であり七五年憲法が法的に有効と考えて七月一〇日憲法的法律の無効を宣した。しかしこの憲法改正は、形式的には第三共和憲法に即して行なわれた合法的なものである。

(2) Duguit, Momnier, Bonnard et Berlia, op. cit., p. 358, 359. 野村、前掲書、六二六頁。

(3) Lavigne, op. cit., p. 282.

(4) Lavigne, op. cit., p. 283.